

建設水道常任委員会

平成21年3月13日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

委員長	石川英男君	副委員長	若松東征君
委員	高久武男君	委員	吉成伸一君
委員	水戸滋君	委員	人見菊一君
委員	齋藤寿一君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
水道管理課長 補佐	須藤清隆君	水道管理課 経営係長	宇都野淳君
水道施設課長	山口和雄君	水道施設課長 補佐	高久敏雄君
水道施設課 浄水係長	茂呂幸利君	水道施設課 給水係長	釣巻正己君
下水道課長	松本讓君	下水道課 下補佐	舟岡誠君
下水道課 普及係長	津久井真樹君	下水道課 管理係長	斉藤三重子君

議事日程

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長あいさつ

〔下水道担当課〕

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第19号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
- ・議案第20号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算

〔水道管理・水道施設担当課〕

- ・議案第25号 平成21年度那須塩原市水道事業会計予算

- ・議案第 28 号 那須塩原市水道基金条例の制定について
 - ・陳情第 8 号 公営水道の敷設、給水に関する陳情書について
4. その他
 5. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○石川委員長 それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

—————◇—————

◎職員紹介

○石川委員長 上下水道部が見えておりますので、初めに、部長よりごあいさつをいただき、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○江連上下水道部長 (挨拶。)

(出席説明員紹介。)

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、式次第により順次審査を行います。下水道担当課の審査から始めます。

—————◇—————

◎議案第14号及び議案第19号

の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 ありがとうございます。それでは式次第により順次審査を行います。初めに、下水道担当課から審査を始めます。

お諮りいたします。

議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算及び議案第19号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について、関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び議案第19号の2件を一

括議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。

松本下水道課長。

○松本下水道課長 (議案第14号及び議案第19号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑等をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどの歳入のほうで、163ページ、下水道使用料の増額というか、アウトレットの加入金というような話があったんですが、これは具体的にどのぐらいなのかをお聞きしたいのと、あと167ページ、歳出で、塩原の水処理センターの施設の部分なんですが、これ何年目にして、こういう事態というか、起こったのかお聞きをしたいというふうに思います。こういう施設の設備というのは、この辺の経過年度で大体起こるものなのか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

○石川委員長 答弁を求めます。

松本下水道課長。

○松本下水道課長 まず、使用料の関係でございますけれども、昨年の8月から調定になりまして、特にアウトレットなんですけれども、現在までで8月以降の8カ月分、4回に分で570万円ほどの収入になっております。それで、アウトレットのほうとパーキングエリア、上下線のコンビニが入っているところなんですけど、それから過日、インターチェンジのほうの料金所のほうも下水道のほうにつなぎ込みがございましたので、合わせまして1,000万円を超える収入がここだけで増額になる予定でございます。

○齋藤委員 アウトレットとトータルでね。

○松本下水道課長 そうですね。

それから、水処理センターの更新工事でございますけれども、これにつきましては……申しわけございません。塩原の水処理センターは昭和61年から稼動しておりまして、その後計画的に現在までに24年経過しておりまして、処理能力的にも大型の設備で、塩原の初期投資した池なんですけれども、こういう大きな楕円形をした池が2つついて1セットということで1系列ということなんですけれども、この中を水が約1日半かけてぐるぐる回っております。途中で今回更新をしようということで、空気を送り込んでファンを回して、スクリーみたいなのを回して、水を一たん急減に機械的に回して、それがぐるぐる回しまして、きれいになった汚泥で固められたものが沈む、上澄みのところを落としていくということになりますので、そのうちのバッキ槽の部分を1槽に2つついていきますので、これが4基、それから空気を送るエアレーションのためのモーターとファン、これが外部についておりますが、これを3基更新したいということで、この更新の時期については診断等を計画的にやっております、それで国の認可と補助のほうとの打ち合わせをしながら進めております。

○石川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 アウトレットのほうのインターチェンジとの兼ね合いということは1,000万円を超える増額になるんだということは了解しました。

水処理センターの兼ね合いでは、当然私も地元ですので、61年から稼動しているということで、この今言われるバッキ槽の4基と3基の更新ということなんです、これは平均と申しますか、こういう施設の中の平均ではこの程度の24年というのはしょうがないところなんですかね。それとも塩原温泉独特の雑排水の問題で、意外に更新が早いのかというところでは、これは平均的なものな

んでしょうかね、年数的に。

○石川委員長 答弁を求めます。

松本下水道課長。

○松本下水道課長 まず、塩原温泉の水が入ってくる水の関係でということではなくて、むしろ塩原温泉は沢水等かなり使われているようですので、これはその水処理センターに比べれば利用料金も最初から全然違うぐらいが低いんですけども、更新については20年ぐらいをめどにやっているというふうに私のほうでは聞いているという失礼なんですけれども、そういうふうに聞いております。

○齋藤委員 了解しました。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 今、齋藤委員のほうからも出た使用料、手数料の部分で、アウトレット並びにインターチェンジの接続によって約1,000万円ということですが、プラスになっているということですけど、対前年度比1.9%増ということは2,000万円以上の増になっているわけですね。それを考えると、ほかの1,400万円ぐらいというのは一般家庭の接続もふえたという理解でよろしいのでしょうか。これが1点。

それから、168ページの建設事業のほう、下水道の建設事業なんです、この中で百村川第3幹線は昨年を引き続いてということなので、この部分はわかりますけど、現実には今回の予算枠の中で工事費等が当然載っているわけですけど、幹線・枝線、それから補修とか汚水ますの設置等々で約2億5,000万円ほどの予算がついています。これらの幹線・枝線、どの辺を対象に今回やられるのかをちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、その上に委託料ということでもあります

けど、この中で一般質問等でもちょっと中村議員のほうから出ていたと思うんですけど、下水道の計画の見直し、ここにも見直し業務ということで入っているわけですが、これらについてもう少し説明をいただければと思います。

それから、169ページの公債費の部分なんですが、昨年に引き続いて高利率だったものを一括償還して、経営の健全化を進めるという趣旨で、こつともやるわけですが、今後についても来年度もこのような公債の利率の高いものを引き下げるという対象というのはあるのか、あわせてお聞かせください。

○石川委員長 答弁を求めます。

松本下水道課長。

○松本下水道課長 まず、最初の収入の関係でございますけれども、特に大きいところなんですけど、もう一つ言えばブリヂストンの社宅等が今回から復活されて始まりますけれども、その主だったものでしたので、それを算入させていただきましたが、そのほかの1,600万円というのは若干見積もりですので、調定を当初計画した予算対しまして歩掛けといいますか、ちょっと下げて掛けておりますが、一般家庭のつなぎ込みがこのほかに入ってくるというのは委員のご質問のとおりでございます。

それから、あと建設費のところでございますけれども、認可をとって工事を進めているところの面整備を中心ということで提案説明をさせていただいたところでございますが、主だったところをざっと説明させていただきますと、汚水の場合には黒磯地区では上厚崎、それから下厚崎、それと豊浦の豊浦小学校と、それから下豊浦、国道4号バイパスからビバホームの上のところでございます。西那須野地区では東三島を考えてございます。塩原では当初計画に載っていましたが接骨木の

一部ということを考えております。

そのほかに補助以外の単独事業ということで、西那須野の太夫塚、それから西富山等を計上しております。

それから、特別環境保全の特環のほうでは、二つ室幹線を集中的に挙げていきたいというふうに思っています。

〔「それは出ていますものね、説明で」と言う人あり〕

○松本下水道課長 それから、ちょっと漏れましたけれども、水処理センター周辺の工事がいよいよ最後の締めくくりの年ということになってきましたので、水処理センターの下側の鍋掛地内ですけれども、分譲地があるところの部分を現在進めておりまして、それとポンプ設備等がないと水処理センターまで上がらないというところがありますので、その辺を進めたいというふうに考えております。

それから、生活排水処理構想の策定事業ということで3,000万円程度上げさせていただいておりますけれども、生活排水については栃木県が平成15年から策定をいたしまして、各市町村の中で一番適した処理方法によって生活排水を処理しようという構想というふうに理解しておりますが、下水道の整備でやる部分、農業集落排水でやる部分、それから合併浄化槽等でやる部分、そのほかの集落排水等でやる部分というものを掘りをして、それを栃木県全体でまとめて活用しておりますが、提案説明の中でもお示ししましたように、非常に社会情勢等、人口減少等もなっておりますので、県のほうが見直しに入ることになりまして、市のほうの生活排水処理構想も策定をして、今の市に合ったものにしていくということで、21年度の予算に計上させていただいたところでございます。

それから、公債費でございますけれども、公債費につきましては19年度の3月、20年の3月でしたが、19年度から20年、21年ということで3年計上で計画しましたが、これは5%を超えるような金利のものを民間等の資金を活用して繰上償還しております。本来であれば、繰上償還はそれに伴うペナルティーがつくんですけれども、非常に健全化計画等によって、下水道の中身を計画的に使用料を上げ、さらに経費をかけないようにするという約束のもとに認可されたものなんですけれども、21年度までが一応計画になっておりますので、21年度に4億1,700万円を返して、この計画については今後終わりなんですけれども、財務省、それから市町村課を通じて計画の進行については計画どおりいってるかどうかを指導されながらやっているとございます。この先につきましては、今のところわからないということでございます。

以上でございます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、初めの使用料に関してなんですけど、ブリヂストン栃木工場の社宅のところのつないだ分が大きいというご答弁をいただいたんですが、ああいう社宅の場合というのはどういう契約になるんですか。ちょっと聞かせていただきたいなど。

○石川委員長 答弁を求めます。

松本下水道課長。

○松本下水道課長 通常の民間の中のエリアですので、通常の一般的な家庭と基本的には同じでございます。ただ、工場の中で、その後の将来計画等もそこはありそうなお話でしたので、幾らか管渠を大きくして、取り入れやすくしたということはございますが、敷地面積に対して受益者負担というのを賦課いたしまして、それから通常のとおり

毎月の使用量に応じて使用料の賦課をしていくということになりますので、違いはございません。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 あと168ページの計画の見直しの件なんですけど、これで県のほうの見直しに沿って市のほうも行うということなんですよ。そうすると、この委託料として3,000万円計上されているというのはどういった委託内容になるんですかね。

○石川委員長 松本下水道課長。

○松本下水道課長 この生活処理排水構想というのは、基本的な計画というふうに考えておまして、上位計画ということで、それに伴って下水道、農集それぞれがそれに向かって進めるということなんですけれども、この委託料の中身につきましては、現在、この内訳なんですけれども、生活排水処理構想の部分が約500万円、それから説明がちょっと不足しましたけれども、下水道の認可が、下水道が現在認可しておりますが、先ほど吉成委員さんのほうからも話がありましたように、22年度までの認可計画で事業を進めております。22年度にはさらにその先の計画について認可をとるための計画をつくらなければなりませんので、当初22年に計画を考えておりましたが、処理排水構想の計画が上がった。

それから、もう一つは西那須野地区と東那須野の一部、それから塩原地区が流域の下水道につながりまして、流域下水道のほうは21年度から計画をつくるための調査に入るということで、それに合わせて1年前倒しをさせて計上させていただきました。そして塩原地区、西那須野地区、黒磯地区がそれぞれの計画に基づいて今まで事業を進めてきましたが、合併した後も同じ状態で22年度までの認可を持っておりましてけれども、これを那須塩原市一本の全体計画を策定をして、そして今後7年間の認可に向けて、22年度に向けて、その

ための調査をしていくということで、内容については現在使用されているものの基本的な事項であります排水量等の調査とか、そういうものを含めて調査をかけていきたいというふうに考えております。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 今までは旧市町の個々のものがあって、今回初めて合併して新たな那須塩原市としての計画をつくるということで、説明内容としてはよくわかるんですが、下水道課として出せるデータでありますよね。それと委託に係る部分、委託をしなければ出てこないデータ、そういったものというのはどういうふうに分かれるんですか。

それとも計画設計という部分での委託というのが委託料としてはもうほとんどだというとらえ方でいいですか。

○石川委員長 舟岡下水道課長補佐。

○舟岡下水道課長補佐 まず、生活排水処理構想につきましては、先ほどもちょっと説明があったように、下水道事業でやる部分と合併浄化槽でやる部分と、農集でやる部分をもう既に平成15年度に一応色分けがされていたわけなんです。西那須野についても農集でやろうといった部分が、農集を外した部分とかがございまして、じゃそういう部分を今後何で進めるかという部分の大きな構想が一つあります。それは今回予算上で上がっている部分は400万円、それが生活排水処理構想として400万円ですね。

先ほど500万円と申し上げたと思うんですが、内示でいただいたのが400万円でございます。

それから、公共下水道のほうについては全体計画の見直しを今回委託するというので、先ほど言いましたように、黒磯の全体計画、西那須野全体計画、塩原の全体計画をすべてもう一度見直しまして、全体計画で膨らんでいる部分について、

今後下水道を延ばして行って、果たしてそのときに、そこに人家がそれほどあって、下水道の投資効果に生かして、例えば2,000万円をもっていった場合に3軒ぐらいいし家がないというような部分も含めて、総合的に検討するというので、それも合わせて全体計画を見直しして、そのデータに基づいて22年度に認可変更のほうの作業に入るということを考えていまして、これについても今内部にある資料プラスアルファということで委託をかけるということになります。

県のほうについては、北那須流域関連について、やはり同じように全体計画の見直しをかけるということになっていきますので、お互いのデータのやり取りをすることになります。この部分については予算額としては2,600万円分となっております。

○吉成委員 残りのという部分ですね。

○舟岡下水道課長補佐 ということで考えております。

○石川委員長 吉成委員、いいですか。

吉成委員。

○吉成委員 言っている内容はわかるんですよ。計画策定のために委託料というのは使われるという、何が委託料になるのかというのがよくわからないんですよ。要は下水道課でつくれるんじゃないかという気がするんですね。県のほうからも当然出されますよね、上位計画として。それに沿って下水道課として旧3市町のものを吟味して、もう今、係長言われたとおりに、ここはもう無理だろうというものは外していくわけでしょう。だからそんな気がするんですけど、お願いします。

○石川委員長 舟岡下水道課長補佐。

○舟岡下水道課長補佐 内部でつくることがちょっと難しい部分については、特に生活排水構想についても地元で意見を聞くという部分があります。そういう部分については、まだ具体的に何も決ま

っていませんけれども、例えばアンケート調査をするとか、そういう作業も当然ありますし、全体計画の見直しについては各路線の幹線の汚水量、それを一度全体的に見直ししないとならない部分が今回出ているんです。

というのは、西那須野についても、黒磯についても同じなんですけど、当初予定しました公共下水道トシとか、流域で予定したエリアが決まっている部分に対して、しみ出しがだんだん出ていってしまったために、下流から上がっていった管が、もう容量いっぱいになっている部分が何本も出てきているわけです。そういう部分について、新たな幹線を入れるか、それとも要するに全体計画から外しておこうかというような部分があるので、ちょっとデータのかなり細かい部分まで詰めなきゃならないという部分がありまして、これについてはもう委託をかけないと、ちょっと我々の人員の中で、内部の中でそれだけ担当つけてやるということははっきり言って不可能な部分がありますので、そういった部分については委託ということで考えております。

○石川委員長 ほかにございませんか。ないですか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 質疑等を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 よって、質疑等を終了し、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

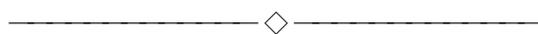
これより採決いたします。

議案第14号及び議案第19号の2件については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び議案第19号の2件については、原案のとおり承認されました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 次に、議案第20号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。
松本下水道課長。

○松本下水道課長 (議案第20号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑等をお受けいたします。
高久委員。

○高久委員 集落排水事業は、どれぐらいの戸数が入っているんですか。

○石川委員長 松本下水道課長。

○松本下水道課長 今のご質問ですが、南赤田地区で処理計画人口が2,090名、それから東部地区、これは南赤田は、南赤田、東赤田、上赤田、西赤田、西三島、三島、東三島の7集落が対象になっておりますが、2,090名が処理人口になっております。戸数でいきますと385戸ということでございます。それから、東部地区はやっぱり7集落、槻沢、西富山、井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根が対象になっておりまして、2,360人を計画しておりまして、404戸となっております。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 じゃ、今、高久委員のほうから質問が出た件なんですけど、平成19年と平成20年の南赤田、それから東部、それぞれの接続率ということで数値が出ているわけですけど、南赤田に関しては1.3%ふえましたよ。それから、東部に関して言えば2%のアップということで、それぞれ5件と10件ふえてきているわけですね。これらについては、当然供用開始のスタート時が平成9年からと16年からですから、当然違って当たり前だと思うんですが、特に以前から多少の指摘があったとは思いますが、東部地区に関しては、まだ60%台ということで、確かに年数的にはまだ5年目ぐらいですから厳しい部分があるのかもしれませんが、その辺の接続に対する呼びかけというのはどんなふうに行われてきているんでしょうか。

○石川委員長 答弁を求めます。

松本下水道課長。

○松本下水道課長 今、ご指摘ありました東部地区についてですが、63%の資料でしょうか。

○吉成委員 63.6%です。

○松本下水道課長 21年度の現在段階の数字が65.9%まで2.3%ほど若干上がりましたので、昨年より普及活動ということで、下水道全体の普及を上げようということで動いておりますが、なかなか下水道本体のほうの普及活動で家庭訪問等を実施して、ローラー作戦をやっていくものから、農業集落排水まではまだちょっと回っておりませんが、南赤田、東部地区にも自治会等を一緒に抱き込みまして、一部管理をさせていただいております。ですので、その辺もあわせて、今後とも普及活動には力を入れていきたいとは考えております。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 今の課長、最初の説明の中で、それぞ

れ自治会別7地区それぞれ対象になっているという、南も東部もです。東部の場合に、関根地区あたりは非常に近いですから、つなぎやすいという面もあると思うんですね。これ地区によってなお接続をしている、していない率というのは出しているんでしょうか。

結局未接続の地区が固まっていれば、やっぱりそこに対しての呼びかけをしていくことによって、当然アップしていくんだと思うんですね。そういったことを加味してちょっとお聞きしているんですが。

○石川委員長 松本下水道課長。

○松本下水道課長 きょう今手持ちではちょっと持っていないんですけども、当初農業集落排水の場合には下水道とまたちょっと違いがありまして、初めに計画をつくったときに、入りますという、皆さんの合意で進みますので、その計画人口を押さえております。ですから、現在入っているから、その方がまだつないでいないかどうかということではデータ上持っています。

ただ、非常に那須塩原の場合には、たとえ農村部でありましても、あいている土地にはアパートも建ちますし、新しい子供さんの新住宅みたいのがどんどん建っている状況もありますので、そういうところは新たな加入ということで、受益者協力金を求めていますけれども、データそのものということで、初めの計画は、どの方がそこに加わっていたというのは持っていますので、入っている、入っていないははっきりしていますから、そこを集中的にいくということは可能でございます。

○吉成委員 了解です。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 討論はないようですので、終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上、下水道担当課の審査を終了いたします。

ここからその他にしたいと思いますが、委員の皆さんからは何かございませんか。

若松委員。

○若松委員 課長から説明いただいたうちのほうの地域なんですけれども、鍋掛地区ということで、ポンプアップですよ。水道のなんですけれども、いづろろ計画に入って、今説明があったんですけど、計画に入っていると思うんですけど、いづろろ実施可能かどうか。

○舟岡下水道課長補佐 今、現在工事を水処理センターの下のところについては工事をやらせていただいております。当初人の所有しているというか、地権者がいる土地を利用してポンプアップ等を考えていたところなんです、やはり土地売買等に支障を来すということで、別路線からポンプアップ等ということで、私ども、那須塩原市道を通して、ポンプアップ等ということで変更して進めております。

20年度工事をやりまして、引き続き21年度の予算をまとめましたら、なるべく早い時期に出して、水処理センターの下側については完了させたいということで、今作業を進めています。

○若松委員 そうすると、現在の市道をまた戻してやる。

○舟岡下水道課長補佐 そうです。下から高久さんでしたか、入り口の、あの家のところからずっと上げるという方向ですね。

○若松副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○石川委員長 ほかにございませんか。

執行部からは何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 ないようですので、これで終了したいと思います。

執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

ここで10分間の休憩といたします。

入れ替えのため、休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○石川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎職員紹介

○石川委員長 水道管理課・水道施設課の審査に入ります。

出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○江連上下水道部長 (出席説明員紹介。)

○石川委員長 ありがとうございます。
それでは、審査を始めます。

◇

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 議案第25号 平成21年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。
本案について執行部の説明をお願いいたします。
管理課長。

○菊地水道管理課長 説明に入ります前に、予算の詳細の資料をご用意いたしますので、お配りしてよろしいですか。

○石川委員長 はい。
〔資料配付〕

○菊地水道管理課長 (議案第25号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。
各委員から質疑等をお受けいたします。
人見委員。

○人見委員 今年料金が改正される、説明はもらったんだけど、もう1回、理解ができそうで何となくできないので。

○石川委員長 菊地水道管理課長。

○菊地水道管理課長 北那須水道につきましては5年に1回、使用水量目標を那須塩原市と大田原市が出しまして、それに基づいて、県の方で総括原価を出して、料金改定を進めているところなんです。21年の、今回協定が21年3月で切れますので、新たに21年4月から5年間協定をするということになっております。そのときに那須塩原市、大田原市がどのくらい水道を使うということで予定水量を出しまして、それに基づいて県のほうで算出しまして、お互いの話し合いのもとに、1m³

当たり81円70銭という、県の値ほうで言えば売り単価、うちのほうは買い値ということで協定を結んだということでございます。

○人見委員 この81円70銭というのは改定された金額ということですか。

○菊地水道管理課長 はい。

○人見委員 今までは超過とか、要するに固定された受水量という形だったような気がしているんだけど、今度は使用された量について負担をする、81円70銭を支払えばいいということですか。

○菊地水道管理課長 やはり1年間どれくらい使いますよというのは、これ協定上で決めております。それに対して81円70銭でございますので、それ以下ですと、年間の使用料、その分は払わなくてはいけないという協定内容はそういう形です。

人見委員がおっしゃった前年、20年度まで、それとの協定の仕方は変わってございません。基本使用量と従量料金。基本水量ですと20年度は907円、それに従量料金が48円81銭という、使っている量に対してはということですが、それが二部制という制度でございますけれども、それが使用料、従量料金だけで一部制に変更になったということでございます。

以上です。

○人見委員 了解。

○石川委員長 ほかにございませんか。
高久委員。

○高久委員 関連質問なんですけれども、これらの改定によって、この北那須の市民に対しての金額的にはどういう方向に進むんですか。プラスになるんですか。相当いい方向の契約改正に。

○石川委員長 答弁求めます。

菊地水道管理課長。

○菊地水道管理課長 協定水量ベースでの単価計算ですけれども、19年度が100円ぐらいです。それ

から、20年度、現在ですと協定水量ベースでいきますと86円ぐらいでございます。21年度は81円70銭ということで値下げになってございます。

○高久委員 ということは、この値下げ分だけは見通しよいということ、この先ほどの基本的な計算からすると、かなり安く入ってくるということの理解でいいですか。

○石川委員長 菊地水道管理課長。

○菊地水道管理課長 協定水量ベースでございますので、現在水質関係でございますので、自己水源から原水に切り替えていくという部分を考えていきますので、その切り替えたときの維持管理費と比べて、どちらが経費的に安くなるかというのは、詳細には積算してございませんけれども、若干は下がるんであろうというふうな考えは持っております。

○石川委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

○若松委員 消火栓設置工事ということで金額が出ているんですが、これはどこへ設置されるのか。

○石川委員長 答弁求めます。

山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 消火栓につきましては、西那須、それから黒磯地区にそれぞれ消火栓を設置するというところでございます。

○若松委員 あと場所がわかれば。

○山口水道施設課長 場所につきまして、通常新しくつくる部分になるものですから、箇所的には消防署と協議をさせていただく中で、箇所的に決めさせていただいたところにつけるという形をとってございます。おおむね配水管更新等があった場合には、当然そういう場所に消火栓があるものですから、それらの場所に改めてまたつくるということもありますし、また加えて新しく配水管を設置した中で必要な箇所が出てくれば、そこに数の

中で対応できるものがあれば設置をしていくという形をとってございます。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 たまたま火災が多い地区が集中したところがあるんですよね。そこのほうにはそれがなかったものですから、その辺も予定に入っているのかなと思ってちょっと聞いたものですから、それは要望によってまた検討課題になるのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○石川委員長 山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 確かに今年度、火災の起きた付近で消火栓の設置の話が出ていたところがございます。内容的には工事をやっています、たまたまその付近の箇所であったというようなことであれば、その時点の中で対応するということがありまして、このように実質そういうことでやった箇所が1カ所ございました。状況によりけりだと思うんですが、場所とか時期的に合うものがあれば対応もできるかと。

また、改めて消火栓が必要だよという話があれば、地元、消防のほうからお話をさせていただいて、要望等もひとつあるのかと思いますが、その中でできるものがあれば、対応をなるべくしたいというふうには考えております。

○若松委員 わかりました。了解です。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 資本的支出の先ほどの説明をいただいた管路情報システム構築業務ということで5,000万円ほど計上されているんですね。このマッピングシステムと書いてありますけれども、もうちょっとわかりやすく説明をいただければと思います。

それから、工事請負費、石綿セメント管の更新事業から老朽管、鋳鉄管、それから配水管の布設替えとかあるわけですが、これらについて

は何mやるという資料は我々もらってますけれども、昨年と比較するとどのぐらいの面整備がされるのかお聞かせ、面整備というか、老朽管の更新がされるのかお聞かせください、比較で。

○石川委員長 答弁求めます。

山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 管路情報のシステムでございまして、通称マッピングシステムと呼んで、マッピングシステムとは管路のものを地図上に落とした中で、それらの情報を入れるという形でございまして、現在、市の水道におきまして、配水管の台帳等紙ベースで維持管理をして保管しております。これらにつきましては、年々水道技術者等高齢化とか職員が減ってくる形の中で、技術的継承とか情報の継承が困難であるというようなことがあります。これは管路の情報を一つにまとめた。それをシステム化するという考えでおります。

どのようなことがわかるかといいますと、単純に申しますと、地図上の位置と、それに関する情報をデータベースにするということで、いわゆる仕組み的に言う部分はあるんですが、配水管と铸铁管の関係とか、それから給水管とメーター、それから家屋等の一括管理ができるという形になっていまして、まず簡単に申し上げますと、システム上の図面をだして、その中に入力した中に、今まである台帳等の必要なデータをすべて入れるということでありまして、いわゆる情報を日常業務に使える。老朽管の更新、それから配水管の整備等の計画をかなり有効に使えるという形がある。それから、また管路網の解析、断水でも起きたときに、その場所に流れていく量とか、それからそこをとめた場合、その地域にどう影響があるとか、流量・流速そういう部分が瞬時にわかるということがありまして、かなりの情報が即時に

把握できるということございまして、突発の漏水、またその断水対策等の機能がかなり活用できるということございまして。

大きく言えば、データとして地図上に図化する部分と、管理施設等の情報を入れて、それを合わせる。それを要は業務の種類によって引き出して使うという形のものでございます。システム的にはいろいろソフトがありまして、かなりあるようですが、基本的な部分は今言いましたものの中でシステムを重ねるといような形になってございまして。今回整備いたしました形の中、先ほど、管路情報システムの構築業務ということで、21年から22年で情報的な部分の整備のことがありますので、時間というのがさらにかかるようございまして。2カ年でもって設定させていただいた中で整備をしたいというふうに考えております。

○高久水道施設課長補佐 工事ベースの関係でございまして、石綿管更新9億5,423万円ございまして、延長としては1万8,300で、約18kmですね。20年度と比べると、2kmほど減ってございまして。これについては簡易水道地区、今回舗装だけしか見てございませぬので、その部分は距離的には減ってございまして。ただし、その分、塩原上水道、ここについては補助事業を導入して、本年度より本格的に布設替えを実施していくという考えでございまして。

続いて、老朽管更新事業、これについては铸铁管、俗に高級铸铁管と言いますが、これについて一部ことしヨークベニマルの所をやっておりますが、次年度、21年度はこれも補助事業を導入して、石綿管の更新事業を考えながら、あわせて、その更新事業を進めていく。760m、21年度はふえていってございまして。ちなみに今年度はヨークベニマルの前、800mございまして。ヨークベニマルと橋本

町の招明橋の分が上がってございます。5次区画
整理事業ですよね。

○吉成委員 区画整理事業はいいです。配水管整備
の方がどの位なのか。

○高久水道施設課長補佐 配水管整備事業、これに
ついては延長として2,290m、これについては西
那須野地区等、要するにここをつないでなくて取
水不良が起きているとか、そういうのが布設にな
るんです。湯宮・鳴内地区、20年度から実施して
おりますが、21年度は延長としては4,010mを考
えてございます。

そのほかに舗装の復旧が今年度やったと思いま
すね。その部分と、さらにポンプ場、高林団地の
助成地のところですが、要するに通常の東電さん
の電気のほかに、例えば停電時にポンプが見える
ための発電機、これらを上げ込んで、4,816万円
ほど計上させていただいております。

以上でございます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 細かく説明いただいてありがとうございます。
います。

あと1点、千本松の浄水場の件が、ことし、来
年ということで予算化されているわけですけど、
どういったものをつくる計画なのか。大まかで結
構ですので、ちょっとご説明願います。

○石川委員長 答弁求めます。

山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 千本松の配水池の浄水場でご
ざいますけれども、現段階で、配水容量が不足し
ているということがございます。内容的には、右
側の中になります。そこに約3,000tの半地下
式の鉄筋コンクリートづくりの配水池を設置する
という考えをしてございます。内容はそういうも
のでございます。

○石川委員長 ほかにございませんか。

水戸委員。

○水戸委員 14ページの国庫補助金、石綿セメント
管更新事業1億7,000万円、これは先ほど工事と
いう、それでよろしいんですか。そうすると、こ
れを国から補助金をいただくんですけども、こ
れは現時点、ことしの石綿セメント管更新しま
すと、1億5,000万円程度ですね。その辺なのか、
もしくはちょっと4分の1ということで、そうす
ると若干国のほうの算定ができていますので、そ
の総事業費というものをどこに持っていつている
のかなというふうなので、そのことをちょっと説
明願いたい。

○石川委員長 答弁求めます。

山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 補助金の国庫補助金につつま
して、石綿セメントの更新事業でございますが、
これらにつきましては、先ほどの事業量そのもの
は単独事業も入ってございまして、全部の総事業
という形になってございます。こちらの国庫補助
金の石綿セメント更新事業の1億7,000万円とい
う形のものにつきましては、黒磯上水道の石綿セ
メント更新事業、これが補助事業では4億円とい
う価格でやってございますので、これらの4分の
1で1億円ということが1つございます。

それともう一つ、西那須野上水道で、同じく先
ほどのセメント更新事業の中に補助分だけで2億
円の枠をとってございまして、これが補助率が同
じく4分の1ということで5,000万円というこ
とで、さらに塩原上水道で石綿セメント更新管が同
じく8,000万円の枠をとってございまして、これ
が同じく補助率4分の1ということで、2,000万
円ということでございますので、これらの1億
5,000、それから2,000万円を足しまして、補助事
業としては1億7,000万円ということになってご
ざいます。事業費と中にそれが入っているという

ことでございますので、同額というその形にはちよつとならないということでございます。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 今回総事業費9億くらいというのは、そのほかの部分まで入っているから、今回申請して、出している部分との誤差が出てくると、そう理解してよろしいでしょうか。

○江連上下水道部長 要するに、その老朽管の更新に係るもの以外に、給水に係る部分とかいろいろありますので、事業費的には合致してこないということですね。

○水戸委員 あくまでもこちら側が黒磯、塩原、西那須というもので、申請を上げたものに対しての4分の1という理解で、あくまでもここに出てくる支出、総額更新事業には合致しないということです。わかりました。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号については、原案のとおり承認することによって異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 次に、議案第28号 那須塩原市水道基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。
菊地水道管理課長。

○菊地水道管理課長 (議案第28号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑等をお受けいたします。
水戸委員。

○水戸委員 第5条の管理者は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法という、ここをどうとらえてよろしいですか。これは基金に属する現金を水道事業に必要な経費を充てるということですね、第5条。なかなか繰り戻しという表現されると、これはどういうふうにとらえていいのか。

○石川委員長 答弁を求めます。

○菊地水道管理課長 基金として使う目的があるわけです。それ以外の部分に使うときには基金から水道事業会計がお借りしているという形になります。そのときに確実な、そこへ戻すんだよというときに、お返しするというときに、どういう形で、例えば一括戻すのか。2カ年で返すのかとか、何年か長期にわたって返すのか、そういう期間、それと利率をきちんと定めて、取り崩してございませぬので、借りるという形でございませぬので、そういう基金に関する条文に必要な経費にする場合には、そういう形をきちんと取り決めして運用しますということでございます。ですから、戻し入

れをするということでございます。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号については、原案のとおり承認すること。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

では、お昼でございますので、1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時58分

○石川委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎陳情第8号の説明、質疑、討論、

採決

○石川委員長 次に、陳情第8号 公営水道の敷設、給水に関する陳情書についてを議題といたします。

本陳情につきましては、さきの12月定例会において継続審査としたところですが、その対応状況などについて執行部での何かありましたら、報告、説明をお願いいたします。

山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 (陳情第8号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑等をお受けいたします。

ありませんか。一人一人に聞きますか。

○若松委員 先ほどの説明の中で、この地区だけは59年度から何らかの代金をいただいているという形の説明かなと思うんですけども、これにかかわる費用というのはかなりかかるものなのですか。

○石川委員長 山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 この印南横、わきの分譲地でございますが、延長的には中の道路部分、約1km400m程度ざっと今概算ですがm当たり2万円程度かかるかなというお話ですので、2,800万円以上の数字になるかと思えます。

○石川委員長 人見委員。

○人見委員 2,800万円かかるということは、本管工事を布設していく中での費用だと思っただけでも、このところに引っ張るのには今現在の市でやっている中では、住宅を建てるために、そこに永住をしたいために水道管を引きたいという場合は、個人負担という格好になっているわけだよな。だから、この場合、印南さんの奥の場合だって同じ形で普及の格好になるんだとは思っただけでも、そこら辺どうなの。

○石川委員長 山口水道施設課長、答弁を求めます。

○**山口水道施設課長** 先ほどのまず2,800万円につきましては、例えば全部この地域の中に配水管を入れたとした場合の総額ということでございますので、当然先ほど申し上げましたように、給水全体の一部であるということが大変な金額が加わるということと、管内の滞留が予想されるということですから、お話ししましたとおり、あくまでも住宅建築が現にやっていると言いましたときにのみ個別に給水に対応するという形になるのかなという考えですが、これは当然手前に家が建てば短い延長で済みますし、極端な話、奥のほうに家屋がもし建った場合には、申し込みを受けた際、これが延長になるということでございます。

委員さんご質問の、過去においては当然個人でもって引くという部分があるわけですが、この分譲地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、給水依頼の申し込みを受けて、それに給水装置工事の承認願いを受けている。給水の契約をやっているという経緯が一つあるということと、量水器、これmですが、この代金を収納するというような経緯がありまして、この時点で使えるようにしていたというとり方が一つあるということでございますので、これらを踏まえたときには、大変難しい話になるんですが、給水をせざるを得ないのかなという判断をしたところでございます。

○**石川委員長** 人見委員。

○**人見委員** その説明の中では端的に言って2,800万円の費用をかけて永住する人がいた場合は引かざるを得ないという解釈になるわけですか。

○**石川委員長** 山口水道施設課長。

○**山口水道施設課長** ただいま申し上げた説明の中ではそのような方法になるということでございます。

○**石川委員長** 高久委員。

○**高久委員** これはある程度そういう契約のもとであつたやつを寸断されているということは、その寸断されているというのはどの辺まで来て寸断されているものなんですか。そこからまた延長となつて、全くこの1km400ということのを頭から考えていかなくちゃだめだということなんですね。

○**石川委員長** 山口水道施設課長。

○**山口水道施設課長** 配水管の系統を調べますと、お手元の地図が小さくてわからないかと思うんですが、印南牧場の自宅といいますか、そのところまでは集落の中を通過して現在はお宅の後ろから配水管が来ているということ。それから、この間の施設いただきました道路を通過して、中の分譲地のほうに配水管が行っているということで、既にその当時分譲地の中に既に配水管が布設されているという状況ですが、分断されている部分というのは、その印南さんの分水水から、そのちょっと先あたりではないかという推定が一つされますが、箇所につきましては特定されておりません。

したがって、印南さんのお宅から、あそこは臺沼用水が絡んでいますが、その付近のところの横断している箇所で、まずは壊れているところがあるのかなというふうに判断できますが、さらにその中の分譲地につきましても、かなり以前の配水管ということでございますので、当然壊れている可能性もありますので、さらに壊れている箇所が出るという予想はされると思います。

○**石川委員長** 高久委員。

○**高久委員** すると、ここの分譲地はどのぐらいの住宅の許容量、これらを満杯になるぐらいの口径を持ってこなくちゃならないということも考えられるんですか。

○**石川委員長** 答弁を求めます。

山口水道施設課長。

○**山口水道施設課長** 当然先ほどの1km400全部を布設するという形の中で、それが最初からやるということは当然市のほうも考えてございませんで、先ほど申し上げましたとおり、まず建物が建築されるということに至らない限りは、まず給水という対応はしないということと、その給水については個別に対応するというので、例えば大きな配水管を最初から引いて行って、中を整備をしますということではなくて、手前にもし家屋が建てば、その部分だけに給水ができる口径のものだけをまず布設するというので、またさらに2軒、3軒が建てば、その部分で対応することしかないのかなという考え方をしております。

○**石川委員長** 高久委員。

○**高久委員** 1戸でも水道管を持っていつている。またそこから三、四戸ふえた場合には、そこからまた分水するということになると思うんですけれども、そういう場合には対応できるんですか、その水量の。

○**石川委員長** 山口水道施設課長。

○**山口水道施設課長** 先ほどの印南牧場のところまで行っている管が。

○**釣巻水道施設課給水係長** 今、印南さんのところまで石綿管の50ミリ、直径5cmの管が行っているんですね。ですから、この分譲地についても、最大50ミリ以上の管では持っていけない。最大太くしても50ミリで持っていくと。それで、中については、先ほど課長のほうからありましたように、1.4kmを全部布設してしまうと、その中に10tとか20tの水が入ってしまうものですから、1軒では大体1日1㎡使わないぐらいの量ですので、10日も20日も使い切るとに水が滞留してしまうということで、要は1軒のために、例えば50ミリで1.4kmを整備してしまうと、逆に言うと水をほとんど捨てないと、塩素というか滅菌効果がなくな

ってしまうので。ある程度その家の近くまで50ミリで持ってきたら、そこからは20ミリとかという1軒ずつ対応したいということで、先ほどあったように、昭和45年にこの分譲地ができたんですけれども、59年に給水装置の承認願いというのを受けたんですけれども、それからもう20年たつ中で、まだ1軒も建っていないという現状も踏まえて、これから何十軒も建つというのは、余り想定されない。

それと、あと50ミリ管でここを先ほど来ていると言ったのですけれども、そこでその管で配れる戸数については30軒が限度だと思われまます。ですから、最終的にこの分譲地200区画近くあるんですけれども、仮に全区画入ったとすると、今これから整備を計画する県道折戸線、そちらのほうに配水管が整備されれば、そこから全区画に賄えるための給水管を布設することが可能なんですけれども、現在は50ミリ管しか来ていないということですので、管が整備される前まではどれだけ配れても30軒が限度かなというふうなことで考えています。

一番は、仮に先ほどお話ししましたように、1軒建ったときに、この団地の中の管を全部整備をしてしまうと、水の滞留が一番問題となる。破断もどこまでしているか、現在調査はまだしておりません。ただ、昭和45年に布設された管というふうに聞いておりますので、もう石綿管の昭和45年に布設した管で、今まで一度も使っておりませんので、管はほとんど使えない。仮に割れていなくても、石綿管については水を通した段階でもう割れてしまうというふうなのが考えられますので、石綿管の75ミリ、今入っているのがですね、それについては全部使えないだろうと。あとV P管が1.4kmのうち約半分ぐらいがV P管が入っているんですけれど、これについては耐圧をかけて、耐え

られるものについては使っていきたいというふうには思います。

ただ、現在その1.4kmの管のどこまでが使えて、どこまでがだめになるかというのは、ちょっとそこまでは調査はしておりませんので、最終的には先ほど言いましたように、1軒ずつ給水が万が一あった場合には、1軒ごとの給水という形で対応させてもらいたい。さらに、土地売買のために分水だけしたいとかという場合にはちょっと応じられないということで、この団地だけについては、家を建てる時には給水に応じられが、土地売買のために止水栓、それをつけたいとかというのについては、建てる時にお願いしたいという形でお願いしようということで考えてございます。

○高久委員 了解。かなり前から20年以上たって、建ってないということは。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 この今の分譲地ですけれども、これ45年、三共開発がやったと。現在ここの土地はもうこれ土地持ち会員という形で売れているんですか、これ。

○石川委員長 山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 このあたりはちょうど約200区画に対して100ございますが、すべて個人の所有になってございます。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 59年に結局賦課金を納めて、結局は申請をしたと、会社を。それとも個人が立ち上げたのか。

○石川委員長 山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 先ほど申し上げましたように、給水装置工事承認願いですので、これは個人が給水を受けるといって申し込みをしているものですので、個人が申請して、受理されているということでございます。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 これは三共からは完全に手が離れていて、なおかつ個人のほうからその申請が出されていると。ただ20数年たっても現状としては今建っている状態じゃないのという話ですね。それから、寸断されているので、今からもし建てるにしても、使うに当たっては、もう先ほどの説明があったとおりの方法しかない。だから、全区画に一軒一軒に当たっては2,800万円かかるでしょうけれども、もし1軒が建てる場所によって直に結ばばそんなにかかってこない、こう解釈してよろしいですか。

○石川委員長 山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 住宅を建築する箇所によるかと思いますが、その延長を個別に、その給水ごとに対応するというところでございますので、ご質問のとおりという形になるかと思えます。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 45年から開発して、59年で仕上がったとしても、これから水を通して、どういう状況かわからないという部分ができてくるのかなと思うんですね。ただ、直に出てきたところに給水をつけて給水するという方向なら何とか安くはできるんじゃないかという、その理解でよろしいですね。

○石川委員長 山口水道施設課長。

○山口水道施設課長 ご質問のとおりということでございます。

○石川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 参考までにお聞きしたいんですが、例えばその1.4kmを全部布設配管を通すとすると、今言うように、1軒では滞留のあれがあるので、塩素の関係とかあると。これ参考に聞きたいんですが、例えば何軒ぐらい使用になれば、滞留というのは取れるものなんですかね。1.4kmであれば、この地区の状況であれば。

○石川委員長 はい、どうぞ。

○釣巻水道施設課給水係長 先ほどお話ししましたように、大体平均すると1軒当たりの使用料が大体2カ月当たり60㎡、1カ月当たり30㎡使っている家庭が大体、家族構成にもよりますけれども、1日当たり0.5㎡から1㎡ぐらい使っている家庭が大体標準ですね。

〔「50ミリ管で一軒家の」と言う人あり〕

○釣巻水道施設課給水係長 11tぐらい入ります。1.4kmですね。そうすると、先ほど0.5から1というふうな話になってくると、10日から20日間ぐらいまでの1人で引くとそのぐらいかかってしまいます。

ただ、それも水がぐるぐる、管が1本でないものですから、どちらのほうから回るかわからない。1方向から来てくれればいいんですけども、片方のほうは通らないとか、いろいろな状況が考えられるので、そうすると10軒から15軒ぐらいないと、ちょっと中の滞留が心配されるということになります。

○齋藤委員 わかりました。了解しました。

○石川委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、各委員からの意見をお伺いいたします。一人ずつ意見を出してください。

水戸委員。

○水戸委員 今、討論にもなるんですけども、昨年の12月にこの陳情が出されまして、現地を確認して、計画してなってきた部分であります。現地の確認をして状況ということとはよくわかりました。

きょうですけれども、1つの区画についてはいろいろ西塩水道のものが入ってきましたけれども、やはり水道事業会計という企業会計でありますので、これはやはり見た場合に、現状でここを給水をきちっと整えるというのはなかなか難しいという部分がございます。

それと、今までこの地域をずっと延ばしていった部分については、やはり共同で、自前でみんな延ばした経緯がございますので、公平・公正の面からすると、若干これは全部お任せするのはちょっときついのであると。

なおのこと今回説明のありました問題点の1番から3番については、これは確証たる証明がなされていない。不足と言えば失礼ですけども、こういう方向にならざるを得ないという部分であります。

4番については、これは確かに現在住んでいる方のこと的心情はわかります。今後やはりここに住まわせる、家を建てて住むという、これらの条件がなければ、やはりなかなかこの陳情をはいと言うわけにはいかないんじゃないか。そういう面からすると、やはり私は今回は不採択で結構ではないかと、こう思います。

○石川委員長 人見委員は。

○人見委員 水戸委員と同じです。

○石川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、水戸委員が言うように、既に4会計の企業会計ということですので、やはりその運営がかなり現地調査あるいは図面、資料調査で見えますと、かなりの相当数の持ち出しになりますし、やはり企業会計を圧迫するという面からは、自分も不採択にせざるを得ないのかなというふうに思います。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 前と同じような考え方なんですけれど

も、確かに今1.4km、2,800万円かかる。これら全部、そういった部分を網羅、今の何億、何十億と。ただ、こうバブルの時代であれば相当今後この住宅というか、そういうものが想定されますが、今のこの部分の話の話を聞いただけでも、40年からたっても全くないと。今後の見通しさえ立っていないという状況から言うと、今の会計関係からいきますと、やっぱり一部はそういう状況の中ではやむを得ない。しかし、この先を思えば、不採択もやむを得ないんじゃないかなという感じはしております。

以上です。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 前回の現地の視察を行った中で感じたのは、やはり6つの陳情が出て、その中で1つは今回外れたわけですが、やはり条件がそれぞれ違うんだと思うんですね。ある程度、確かに市のほうとしての整備計画には入っていないにしても、ある程度家が建っていて、それから現況の水の状況が非常に悪いとかということであれば認めざるを得ない地域もあるのかなという気がしますが、それぞれの塩那平とか塩那パークとかに関して言えば、ほとんど住んでいないような状況というのがあるわけですね。ですから、ここに陳情されている、それぞれの状況が多少違うということを見ると、一把からめて採択、不採択ですよという結論を非常に出しにくいということを考えれば、やはり今回は不採択ということじゃないかなと思います。

○石川委員長 若松委員は。

○若松委員 皆さんの意見に似たような意見なんですけど、これは逆な発想ですと、確かに今、高久委員が言ったように、こういう不景気なんだからということもあると思うんですけども、管が入っていないから家が建つ希望がないのかなと、

逆発想で考えると、そういう面も見られるのかなと思うんですけどもね。ここに水道管が入っていくからという、住宅も建つのかなというのがあるし、それに予定、予定で来ているからという形なのかなと思う面もあるんですけども、ただ、この大変な財政厳しい中に、それだけの金額を投じてやったとしても、別な地域からも同じようなのが出てきそうな可能性があるんで、私も不採択ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○石川委員長 では、全員が不採択ということでありますので、我々が生活していく上で水が欠くことのできない存在であり、陳情書の趣意等も十分理解するところです。

今回の陳情内容に限って言えば、給水区域外の地区も含まれ、各地区の状況もそれぞれ異なっているため、これらを一つの地域としてとらえることは難しく、この先水道事業計画を見直しする際には、各地区の現状がどのようなのか、現段階において判断することは厳しいと考えます。

また、独立採算を基本としている企業会計でもあり、将来も現状のまま推移したことにすれば、かなり経費を要することになります。このようなことから、今回の陳情書については、私も不採択ということで、全員不採択ということでございますので、これより採決いたします。

陳情第8号については不採択とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は不採択といたしました。

以上で、水道管理課・水道施設課の審査を終了いたします。

その他にしたいと思いますが、委員の皆さんから何かございますか。

水戸委員。

○水戸委員 先ほど暫時休憩中の中にありました、やはり安心・安全な水の確保から、今年度はペットボトルはないということでありますけれども、やはりそうしたものが本市の安心・安全な水からすれば、毎年とは言いませんけれども、2年に一度くらいは考えてもおくべきじゃないかと思えます。

○石川委員長 ほかにございませんか、その他で。

[発言する人なし]

○石川委員長 執行部から何かございますか。

江連上下水道部長。

○江連上下水道部長 それでは、今、水戸委員さんのほうからお話がありましたこと等につきましては、重々その辺のご意見を踏まえまして考えていきたいというふうに思っております。

年度の利用の状況あるいは備蓄、それらの適正な在庫の管理等を踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど不採択ということで、審査のほうをお願いいただきました件につきましては、今既に給水がされているこの横林地区の一部と、先ほど新たな事案として出ました印南宅のわきについては給水、これらは個別に考えていくということで対応していきたいと思えます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思えます。

—————◇—————

◎散会の宣告

○石川委員長 それでは、上下水道部所管の審査を終了し、本日これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時33分

建設水道常任委員会

平成21年3月16日（月曜日）午前9時57分開会

出席委員（7名）

委員長	石川英男君	副委員長	若松東征君
委員	高久武男君	委員	吉成伸一君
委員	水戸滋君	委員	人見菊一君
委員	齋藤寿一君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
都市整備課長	小池則男君	道路課長	薄井正行君
建築指導課長	富田満君	区画整理課長	人見順君
区画整理課長補佐	山本均君	区画整理課管理係長	平石敬雄君
建設課長 (西那須野支所)	齋藤正夫君		

出席議会事務局職員

書記 高塩浩幸君

議事日程

1. 開議
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項

[建設部]

- ・建設部長あいさつ

[区画整理課]

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第21号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算

[都市整備課]

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

[建築指導課]

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

[道路課]

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第45号 市道路線の認定について

[都市計画課]

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

4. その他

5. 閉 会

開会 午前 9時57分

◎開会の宣告

○石川委員長 それでは、散会前に引き続き、建設水道常任委員会を再会いたします。



◎職員紹介

○石川委員長 建設部が見えておりますので、初めに、部長よりごあいさつをいただき、出席職員の紹介をお願いいたします。

○向井建設部長 (挨拶。)

(出席説明員紹介。)

○石川委員長 順次審査を行います。

区画整理課担当課の審査を始めます。



◎議案第14号及び議案第21号

の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 お諮りいたします。

議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算及び議案第21号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算については関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第14号及び議案第21号の2件を一括議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○人見区画整理課長 説明する前に、事業の現在の進捗状況の図面を渡したいと思いますが、よろし

いでしょうか。

○石川委員長 はい、よろしいです。

○人見区画整理課長 (議案第14号及び議案第21号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑等をお受けいたします。

○人見区画整理課長 じゃ、図面で説明申し上げます。委員長、いいですか。

○石川委員長 人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 平成20年度までの進捗状況でございますが、全体で79.8%ということでございます。これは项目的には道路、整地、建物移転補償、この3つを基準にいたしますと79.8%、道路の築造につきましては、大体20年度末で90%、およそ90%を達成しております。整地につきましては20年度末で約74%で、建物の移転補償につきましては75%ということでございます。21年度になりますと約9割方、全体でならしますと9割方いくと。道路につきましては約95%築造になるということでございます。

それで、この赤く塗られているのは21年度の整地工事なんですけれども、一番右側といいますか、これで約1.9ha、その上流部に約1.8ha、真ん中辺になると思いますが、これが1.2haということで整地を考えております。

道路についてはちょっとわかりづらいんですけども、赤く塗られている部分の道路があるんですが、これが21年度の築造工事を予定している道路でございます。あと、赤く四角く塗られている建物の関係が、これが移転補償の対象物ということで、点々になっているのがそうでございます。

ちなみに、今月の24日に3・3・4という東那須野東通り、この太い道路なんですけれども、今現在、ここを道路課のほうで整備しております。3月24日にこの十字路まで開通する予定でおりま

す。この十字路から下流につきましては、アンダーの部分が、将来アンダーになる部分があるものですから、道路がちょっと狭い部分、ここが道路が狭いんですが、ここを一方通行にしないとちょっと危険があるということで、警察とも協議はしてあるんですが、予算的に見て、そこに一方通行にする標識がまだ予算的に確保できないということなものですから、21年度は警察のほうで予算を確保して標識をつけたら開通する。この十字路から下までですね。そういうことで今現在予定をしております。

以上です。

○石川委員長 説明が終わりました。

高久委員。

○高久委員 この今の図の説明も、これアンダーの方向に向かっても、当然いずれやるんでしょうけれども、これも取りつけ、全くこの手前で終わって、その下のほうのあれは進展が、交渉というか、そういうものは全く進んでいないんでしょう、これ。

○石川委員長 答弁を求めます。

向井建設部長。

○向井建設部長 このアンダー部分の工事につきましては、すぐというわけにはいきませんが、将来的にはこれを県道のほうに振りかえてもらうという考えではおります。このアンダー工事やまして、東那須野駅前停車場線ですね、東口ですね。あれを市のほうに引き取って、県道を今こちらのほうにこういう形での、こういう形ですね、これからこちらのほうに振りかえてもらう……。

〔「県道として」と言う人あり〕

○向井建設部長 県道として。というような考えがございますので、今すぐというわけにはちょっといきませんが、将来的にはそういうふうにしていったほうが、経費的にといいますと、県の

ほうも怒りますけれども、相当かかりますのでね。これも、100億ぐらいはかかるんじゃないかなという気はしています、道路整備全体をやりますとね、アンダーですから。

〔「見通しは」と言う人あり〕

○向井建設部長 見通しは今のところ……、一度話したんですが、何の返事もないというんですか、でも、これは私ども那須塩原市としては、これはもうそういった考えで今のところ考えています。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 西の堀内、3区画、箇所見て、またなっているんですけども、これは1区画の大きさと配置からすると、かなりばらばらなところ、どういうあれでまとめているのは、この……。

○石川委員長 人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 まず、1カ所は大原間小学校の北側になるわけですけども、土地の形状が極めてよくないんですね。今現在は2つに分筆して両サイドで売りに出しているんですが、それでも片方が約109坪、片方が88坪なんですけれども、売れない状況。もう一つが、やはりこれは区画整理の外周になるんですが、旧大原間、県道大田原高林線から大武さんのところから右に入った細い道路があるんですが、その道路に面しているところなんです。それもやはり角地で86坪ほどあるんですが、大武さんのやぐらがありまして、ほとんど日が当たらない状況なんです。そこが売れないという、その3カ所でございます。

○石川委員長 はい。

○高久委員 かなり大きいためとか、そういうあれじゃなくて、やはり土地の形状。

○人見区画整理課長 そうです。要するに、大武さんのところは約三角形に近い、あと大きな場所のこの後ろはやはり区画道路じゃなくて区域境なんで、約3mぐらいの道路にしか面していない。

片方は、間口は結構広いんですが奥行きが狭いんですね。ですから、形状が悪いというのが原因だと思います。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 あとその単価、平均どのぐらいにしたの、この三角。

○人見区画整理課長 その小学校の後ろが1平方メートル当たり3万5,000円ぐらい、あと補助幹線道路に面するほうは4万2,000円、同じところであっても。あと大武さんのところは4万ということで、一応1平方メートル当たり4万ということで売りに出しております。

○石川委員長 ほかにございませんか。

若松委員さん。

○若松委員 これ以前の区画整理から見ると、値段はかなり下がっているんですか。

○人見区画整理課長 下がっています。

委員長、いいですか。

○石川委員長 はい。

○人見区画整理課長 毎年保留地を売る場合は、鑑定の基準値の単価を調査してやるんですが、大体毎年1%から2%ずつ現在下がっております。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 その正式な地図とか何かはあるんですか、ここを売りますよというの。

○人見区画整理課長 ことし今から、どこを売るかというのを検討して公表するわけですけども、保留地自体はもう決まっていますので、それはわかります。

○若松委員 それちょっとわからないんで、地図でもあれば。

○石川委員長 答弁を願います。

○人見区画整理課長 参考までにこれちょっと、これが全体の一応保留地の場所なんですね。ただ、確定ができないのは、やはり整地したとか、あと

は軽微な変更も生ずる場合がありますものですから、工事が終わらないとちょっと断言はできないんですが、およその場所はここになります。

○若松委員 わかっているんですか。

○人見区画整理課長 黄色の部分ですね。

〔「黄色の部分」「赤が何」と言う人あり〕

○人見区画整理課長 赤はナンバーと面積が書いてある。

○石川委員長 はい。

○人見区画整理課長 現在2万3,000㎡あるんです、保留地は。全体面積で2万3,000ほど。

○若松委員 全体で。

○人見区画整理課長 はい。基本的に当初の計画だと30区画で計画はしたんですが、どうしても土地が広過ぎると売れないということなんで、それを分割して売ることがありますので、箇所数はふえると思います。

○石川委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

○若松委員 あとの説明も4項2目の区画整理事業、93ページかな、補償並びに賠償金、工事に伴う補償費ということで、電柱の移転で600万という説明がありまして、あとは農地、休耕補償ということで500万ですか、その辺をちょっと説明が欲しいんですけども、あと6カ所で140棟の建物の、これは移転補償なのかな。

○石川委員長 人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 建物移転につきましては、6戸の14棟でございます。

○若松委員 14棟ですか。

○人見区画整理課長 はい。あと休耕地につきましては、約8ha、1平方メートル当たり62円で計算しております。

あと電柱移転補償につきましては、まだはつき

りはしないんですが、12本程度あるんじゃないかというふうに思っておりますし、高い電柱だと1本移動するのに100万近くかかる予定もありますので、電柱によって違うんですけども。

以上でございます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 今回の若松委員さんののに関係するんですが、今回の平成21年度の物件の補償としては6棟、全体で14棟、6戸、14棟ということなんですが、そうすると、残りはあと何棟建物というのは残っているのかというのが1点と。それから、弥六堀の用水路、今回79mということなんですけれども、この図面でいくとどこに関係するのか。あと、その先の弥六堀自体のこの区画整理事業から外れというんですか、当然上から来ているわけですけども、それらは農務サイドでももちろん今、進めているところなんですけれども、それとの関連もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○石川委員長 答弁を求めます。

人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 残りの建物ですけども、御存じかと思えますけれども、大平団地というのが一番北側にあるんですね。あれが12戸で全部で20棟になります。要するに、大平団地側に12と、あともう1軒があるんで13戸。建物の棟数としましては20棟。

弥六堀につきましては、この図面でいきますと、この部分なんです。これから、こう縦に下がっていくわけですね。

今現在でも斜めに、こういうふうに今現在水路が走っているんですね、こういうふうに。

今現在この黒く塗られた道路は、この道路の下にボックスが入っているんですが、この先ができていないということなので流せないんで、今現在ここに素掘りの水路がありまして、今回この赤い

部分の道路をつくりまして、道路の下にボックスを入れていきたいというふうな形です。

もう一本は、こちらのほうから来ている水路があるんです。それもやはり今後この道路をつくらないと、下に入れていけないという状況でございます。こっちが水路の本線ですね、こっち側が。で、ここの交差点で両方の水路がまず一緒になってしまっていく計画なんです。

以上です。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、先ほどの13戸の20棟、これは金額にするとどのぐらいの予算を伴うのかというのが1点と。それと、ただいま弥六堀の説明いただいたんですが、先ほど言ったように農務サイドで今、進めてきていますよね。それらと関係するというか、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

あと、完全にこの白抜きになっている部分がありますね。これは今後、未整備の部分でしょうかから、これからの整備ということですけども、その辺の見通しもあわせてお願いします。

○石川委員長 答弁を求めます。

人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 弥六堀につきまして、上流部につきましては、今現在、農林課のほうで水路の工事をやっております。ある程度、区画整理に近いところになりますと、もう既にライニングはしてあるんです。うちのほうが、それと、もう御存じかと思う、白井弥太郎さんとの間に水路が走ってきているんですが、あの辺はもう既にできています。上流部ができなかったということで、今現在水路の工事をしているということでございます。

あと、およその使い道とか残りの補償につきましては約1億6,000万ぐらいと考えております。

失礼しました。あと、もう一件がまだはっきりしない、その進捗の中で白く塗られていない部分なんです、1件既にここに現在まだ了解が得られない地権者がおるんです。

〔「Sさんですか」と言う人あり〕

○人見区画整理課長 はい。これを入れますと、約2億ぐらいなっちゃうかなと。

〔「あそこは結構ありますものね」と言う人あり〕

○吉成委員 了解。それと今後のあと整備の状況としての見通しについて。

○石川委員長 山本区画整理課長補佐。

○山本区画整理課長補佐 今後の見通しなんです、補償関係が平成22年度完了を目指しております。工事につきましては平成23年度、これは整地も含めてです。平成24年度に換地処分をして、北地区も完了というようなことで事業を進めております。

○石川委員長 ほかにございませんか。

水戸委員。

○水戸委員 それでは、歳入の中のまず20ページの土木債、今回2億4,120万ということで起債をしておりますけれども、土木債の中で、この都市計画の成立に関する事業債ですけれども、どのくらいになってくるのかと、今後は24年までに完了するわけでありまして、また今後あると思うんで、現在こういう土木債で何%ぐらい起債になっているのか。あと、最終的な概略ですけれども、どのくらいになってくるのかというものが1点。

それから、保留地のこの図面でいきますと、この白抜き説明があったわけでありまして、未整地ですね。その辺のところの面積的には完了までのうちの、今回は21年度で赤く塗られているんですけども、これに類似、一番近い部分なんです、面積的には何㎡になっているのか。

それから、一応都市計画道路というか、アンダ

一の予定ですね。この白く塗っている部分、残っている部分ですけども、一方通行にするのは結構なんですけれども、これをどう管理していくかという部分ですね。当然アンダー抜けるまでは堀は掘るわけにいかないんで、どういう感じにしていくのかということがありますので、その3点ほどお伺いしたいと思います。

○石川委員長 答弁を求めます。

山本区画整理課長補佐。

○山本区画整理課長補佐 まず最初に、事業債でございますが、地方道路特定事業になりまして、これが予定といたしましては平成22年、来年度で、ほぼ借り入れというか一応予定をいたしております。

その額なんです、ちょっとお待ちください。平成22年度の借り入れ予定が1億3,400万を一応予定しております。23年度、先ほど申し上げましたが、23年度で工事関係が終了いたしますが、この区画道路部分がございます、そういったところが約3,200万、23年度ですね。これですべて、この事業債の借り入れが完了するというような形になります。

それとあと、残りの整地の面積ということでございますが、22年度の整地面積が約2万8,000㎡でございます。23年度、工事の最終年度ですが、これが6,300㎡の整地を予定しております。合わせますと約3万3,000、3万4,000ぐらいが、まだ残っているということでございます。

〔「最初言った管理、警察の」と言う人あり〕

○人見区画整理課長 都市計画東那須野東通りですか、これにつきましては、この図面で申し上げますと、ここまでは4車線で今、築造してあるんですが、これから先は1車線両サイドに分かれているんですけども、交互通行ができなくはないん

ですが、やはり危ないということなんで、これ現在今、ここは今まで土砂が詰まっていたんですが、現在は平らにしております。現在この十字路から下につきましては、この部分を一方通行にするものですから、警察の標識が約30万円必要だということで、予算的に20年度予算はないということで、21年度の予算でやるということで、警察との打ち合わせは終わっているんですが、この部分を一方通行に規制をする予定で今現在考えております。この白く抜かれている部分につきましては整地をして、先ほど部長が言ったように、いつここをアンダーで抜けられるかわかりませんが、抜けるまでは完了せざるを得ないというような形で考えております。

○石川委員長 はい、水戸委員。

○水戸委員 一番最後の部分なんですけれども、これは警察の交通課のほうと協力して安全に保つということで、いわゆる人を入れていくんでしょうけれども、市としてはやはり道路もこれは自前なんで、今、整地されていますけれども、今後やはりどの辺がフラットでいいのかな、それとも一段高くなっていてという部分が、それが片側一方通行でやった場合には、なんか2車線分と中央分離帯ぐらいあきますから、その辺の管理が今年度はどうなってくるのかなということですね。それはまだ未定ですか。

○石川委員長 答弁求めます。

○人見区画整理課長 現在今、整地工事やっています、ここに先ほど言いましたように残土が置いてあって、今ここの残土を運び出して整地のほうに使っているわけなんですけれども、最終的にはある程度残土がはけていって、残土が平らになってくるんじゃないかというふうな考えでおります。

あともう一点、管理につきましては、一応両サイドの道路の路肩できまして、側溝も入っていま

すので、この形で当然完了していかざるを得ないというふうな形で考えております。ですから、ここはもうアンダーで抜けるまでは未利用地としておくというふうな形で考えております。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 要望といえばちょっとおかしいですけども、草が生えれば草刈りしなきゃならない。グレーダーで落ちて、ある程度倒すのか、そういうこともあるでしょうから、安全に今年度はこういう形で残すような方向ですので、ひとつ管理のほうはお願いしたいと思います。

○石川委員長 人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 1つ申しおくれましたけれども、現在の予定ではアンダー抜ければ当然道路なくなってしまう。ここに1本仮設の道路が抜けている、横断している。ですから、これが抜けるまでは、この横断の部分は外さないということで、という形でございます。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 すみません、直接ここにはちょっと関係しないんですが、要はこのこの道路ですね、踏切までありますよね。一部どうしても、ああいいう狭い状態になっていますよね。それらについてはどう考えていらっしゃるんでしょうか。ちょっと直接じゃないんですけども、続いていますんで。

○石川委員長 はい。

○向井建設部長 新幹線の整備という考えだと思いますけれども、最終的にここを、これは整備をして、それから先ですけども、まだ今のところ何の計画もないです、県としての。あとは大塚のこの踏切、あそこの改修予定もございません。今のところ計画はないです。

〔「今でも側道のほうで」と言う人あり〕

○向井建設部長 はい、なので現道の維持しか今はないと思います。

〔「そうだね、ここは」「だから、ここがなくても」「アンダーでしょう、あそこ」「ここまでは整備されているでしょう」「まだされていないです、ここまで」「区域のところまで」と言う人あり〕

○向井建設部長 ここの大塚のここの踏切ありますね。踏切の手前までは現道を、この道路ですね、あわせて整備をする。

○吉成委員 整備するんですか。

○向井建設部長 ええ、それでそれから、これが先についてはちょっと今のところわからない。これはちょっと変則的にこういうふうに曲がっていますので、これがここにつながるわけですね、こういうふうに、そういうところありますけれども、この踏切の改修か何か考えないと、こっちに送っても、皆、一方通行あれになってしまいますね。こっちのそこの新幹線の側道のほうは完全にちょっと退避所も1カ所か2カ所だと思います。2カ所あるだけですから、そんな状況になりますので。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 わかりました。

ただ、気になるのは、結局先ほど来出ているアンダーパスの件なんですけれども、アンダーパスと絡めれば、当然踏切って減らす方向でJR進めてきているわけですね。そうなった場合に、アンダーパスが10年後にできるかどうかわかりませんが、そういった場合には、あの踏切というの。

○向井建設部長 この踏切じゃなくて、その手前の踏切ありますよね。

○吉成委員 はいはい、小さいやつね。

○向井建設部長 あれがなくなっちゃうと思うんで

す。

○吉成委員 あれはもう完璧になくなるでしょうね。

○向井建設部長 あれがなくなると思います。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 先ほどに続いて、アンダーなんですけれども、これ今現在やっていますと、今、仮設でこのアンダーの残地の部分に通していますよね。アンダーで結局進入路としてくるのは、このでかい交差点しかなくなってきましたよね、当然のことね、若干下がってきますから。そうすると、果たして、じゃ、この現道でどういうふうな流れが戻ってくるのかなというのが、ここで一つ疑問が起きてくるんですけれども、現道のこの幅でね、これは狭いですが、ここは一番、一方通行にしてあげないと、とてもじゃないがアンダーに入っていけませんから、危なくて、4車線になりますから、その道のつけ方ですね。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 これもつけかえにつきましては、こちらに大田原高林線と同じ考えでやっているわけなんですけれども、要するに、2車線のアンダー、ここから通しまして、下へ通して、この両サイドにつきましては一方通行相当ということですから、一方通行という形になります。この部分が側道ですが、これはオーバーになります。この下を通しまして、下で出します。そして、現在の4号線につなぐという形になります。

4号線から、今、考えていますのは県道で東小屋黒羽線に、あそこへつないでいきたいというふうに考えております。ですから、パチンコ屋さんから行きますと、ちょっとパチンコ屋さんの農協のスタンドあたりですか、あの辺に形からいくとかなというふうに思っているんですけれども、あちらのほうへ持っていきたい。それは県のほうに要望ですから、市のほうであそこにつけて

くれといったって、県のほうで、うんと言うかどうかは、それはわかりませんが、とりあえず、手法としてはそういうふう要望していきたいというふうには思っています。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 そうすると、今の西地区の開発の中の大田原高林線、あそこは変則的な一方通行になりますよね。

でも、今回は両側をきちっと、これは開発区域なんですよね。

その中のアンダーなんで、その辺の流れをきちっとしたところ、側道になりますよね、一番下の部分。

ここを広げてあげないと、ここに入ってくるやはり残地じゃないけれども、ここが今度死んでいくんじゃないかという懸念はされますよね、廃止されるならば当然のことながら、その土地はね。

○石川委員長 人見区画整理課長。

○人見区画整理課長 確かに今現在、委員おっしゃるとおり西地区の大田原高林線につきましては、このスパンはもともと短いんですね。これは結構通常とるために長いスパンになっていますけれども、基本的に今、部長が言いましたように、西地区と今のアンダーと同じく利用するというふうな形で考えている道路でございます。ですから、ここが下に抜けていくとなれば、当然これは道路の側道になるということで、将来的にはちょっとやはり一方通行なものですから、使いづらいという部分が出てくるかと思いますが、安全のためにはしようがないのかなというふうな感じだと思いますけれども。

○水戸委員 はい、わかった。

○人見区画整理課長 そこから国道まで大体650mあるんですね。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。討論ございますか。

水戸委員。

○水戸委員 賛成討論とします。

21年度当初予算で計画されているところ、これは今、配られました赤い部分がそうでありませけれども、ぜひ残地未了の部分、白い部分がありますけれども、この辺もきちっと、できれば年度内にしていただければ、この開発が本当にスムーズにいくのかなと思いますので、今回の予算計上につきましては最小限度の必要経費でありますので、賛成いたします。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号及び議案第21号の2件については原案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第14号及び議案第21号の2件については原案のとおり承認されました。

以上で区画整理担当課の審査を終了いたします。

その他にいきたいと思いますが、委員の皆さんからは何かございますか。

〔その他〕休憩いたします。

休憩 午前 10時48分

再開 午前 10時59分

○石川委員長 委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎職員紹介

○石川委員長 続いて、都市整備担当課の審査に入ります。

出席職員の紹介をお願いいたします。

○小池都市整備課長 (挨拶。)

(出席説明員紹介。)

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、早速審査を始めます。

—————◇—————

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。

○小池都市整備課長 (議案第14号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

齋藤委員。

○齋藤委員 歳出のほうでききに聞きます。

94ページの街路整備事業推進費の中の負担金及び補助金でNTTのA型事業というのを、まず1つお聞きしたいのと、あと95ページ、96ページにそれぞれ出てきております、一本杉ふれあいスペース用地、あるいはいなむらふれあい公園用地と、先ほどありました稲村団地の敷地用地、これの㎡

というか坪数というか、それをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○石川委員長 答弁を求めます。

小池都市整備課長。

○小池都市整備課長 それでは、先ほどのNTT-A型事業につきましては、冒頭に予算書の中でご説明若干させていただきましたけれども、この事業につきましては、塩原温泉郷、いわゆる塩原温泉のいわゆるスキー場の、当時ハンターマウンテンのオープンされたところに、青葉通りの一部をハンターそのものが、ハンターマウンテンが、いわゆる国から借り入れを行って整備をしたという経緯がございまして、この無利子融資を受けたNTT-A型事業に対する、いわゆる代替で借りて実施していただいたものを、当時の旧塩原町で払ったものなんですけれども、平成24年までの計画で、編成というか負担してきているという、補助をしてきているという経過がございまして、あと4年ほどで終了するというところでございます。

もう一点の面積でしたよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○小池都市整備課長 一本杉ふれあいスペース用地につきましては252㎡、それと公有財産のいわゆる公園、いなむら公園のほうは、これが5,556㎡と、もう一つのほうが3,236㎡、ただ、この公園と住宅のほうは同じ処理をしたんでございまして、2つにまたがっております、合わせると計算するところなんですけれども、8,000ぐらいですね。

以上でよろしいですか。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○石川委員長 ほかにございませんか。

高久委員さん。

○高久委員 関連なんですけれども、一本杉252㎡、ちょうどY字路のところだと思うんですけれども、

これは全くそのところになく、建物でも建てるよ
うなという見受けられるんですけども、更地に
したんですか、ここ。

○石川委員長 はい、どうぞ。

○齋藤建設課長（西那須野支所） 現在、県のほう
で駅前通りの用地買収に入っております。その用
地買収の残った部分について、今回252㎡という
ことで、その補正予算計上しておりますけれども、
利用目的については、建物等を建てる状況ではな
いんですけども、簡単な集客スペースプラス地
域として使えるような駐車場等の整備でやってい
こうということで、今現在その予算を作成中でご
ざいます。まだ確定ではございませんけれども、
いずれにしてもちょっと敷地が狭いものですから、
設置者の用にちょっと供しないないかなというふ
うに考えてございます。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 確かに、あそここのところの高台から上
がってきて、直線にしろ何するにしろ見通しが悪
くて、今度はよくなかったのかなと、今度は下を
見るんですけども、なるのかなって、ここに建
物建てたら同じかなという感じがしたものですか
ら、また、あそこをそういう障害物がないような
方法で多分交差点改良すると思うんですけども、
そんな方向になるんでしょうか。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○高久委員 いいです。

○石川委員長 ほかにございますか。

水戸委員。

○水戸委員 それでは、この歳出のほうで95ページ
の公園費ですね。先ほども質疑の中に出ていまし
た使用料、賃借料の中で、いなむらふれあい公園、
これを賃借料としてできてきておると、この公
園用地の今度は取得ですね。次のページになるん
ですが、この兼ね合いですね。

それから、面積的にこのいなむら公園として賃
借後はだんだん減ってきて、これが購入されると
いう場合、今まで賃借に対して何年間か、これは
定期で借りていたわけでありましてけれども、それ
をお借りして、今回購入に至っているのか、その
辺を。例えば以前、これはちょっと別のところで
ありますけれども、公園の一部を今まで賃借した
部分を今度まちが購入するという形でした場合に
は、今までの賃借の部分を経費含めて、それで購
入しているという部分があるんですけども、そ
の辺のちょっと詳細な説明をいただきたいと思う
んですね。

○石川委員長 答弁を求めます。

向井建設部長。

○向井建設部長 今回いなむらふれあい公園に関し
ましては5,556㎡ということなんですが、実質的
には今まで土地を借りていましたので、その借地
権割合といいますか、そういったものについては
考慮させていただくという考えでありますので、
あの地区ですと、大体3割というのが借地権割合
という形になります。それを掛けていきますと、
約3割です。ですから、例えば10万円で購入とし
たらば7万円以下で購入という考えです。ですか
ら、今回もこれに関しましても単価的には平米で
いきますと、1万円以下と考えていますので、実
質的には借地権から引いて購入するという考えで
す。去年も稲村団地を同じ隣接で購入いたしました
が、そういったものにつきましても借地料で、
そういうものについて……。

〔「埼玉は2割ですよ」と言う人あり〕

○向井建設部長 すみません。埼玉地区は2割だそ
うです。そういうことで、その分引いて買うとい
うことです。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 では、公園用地であれ住宅用地の市営

住宅地であれ、あるいは公共の教育の所管の、あるいは運動公園であれ、借地権を2割か3割で見るといふことだよね。これは市としては所管課によって全部査定額が違ってくるのかということもありますので、その辺のところはどうとらえているか。

○石川委員長 答弁を求めます。

○向井建設部長 この借地権割合というのは、その土地の地域によって決まっております、これは税務署所管の割合で決まっております。ですから、例えば今、言いました埼玉地区とか、そういうものによっては今の話で2割と、それからあと、例えば市街地に近くなりますと高くなるわけですね。3割とか、そういう形になります。ですから、東京のほうへ行きますと、逆にもう5割とか、そういうほうまで見合えるわけわけです。ですから、そういったものについては税務署にはそういう路線価がありまして、そういうのは大体全部決まっております。その割合で引いております。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 その規定に基づいて今回は、いなむらふれあい公園に関しては借地権の部分で購入していると理解ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○水戸委員 それから、一本杉の先ほども出ましたスペースでありますけれども、要は県道西那須野停車場線との拡幅等の問題がありまして、今は鋭角に突っ切っていますけれども、当然右折レーン・左折レーンが今度はきちっとしないと、この用地がスペースあるもんですから、その辺の県道との接点になるわけですから、その辺のところは県道との駅前開発の一部、開発時期が同じなものですから、その辺のところの話し合いというものは今後なんですか、それとももう済んでいるんですか。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 これにつきましては、県のほうで要するに、西那須野停車場線の整備をするに当たっての残地を市が、補償したものです、残地補償を県がしたものを市が買うわけですから、その整備については全部県のほうできちんとした計画で、そして整備するという形になります。その残地の整備につきましては、今、本年度用地だけ先に買収する形になると思います。用地だけ先に買収しまして、その後につきましては今後計画しております、まちづくり後期事業の後期計画という形で整備していきたいというふうには考えております。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 先ほどもこの前段に、この開会される前に、ぜひ県のほうに買い上げとか、それはもうお任せしちゃって、そうでないと我々も財政的には十分苦しい部分がありますから、その辺のところの調整は十分にしていきたいと思いますが、いかがですか。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 その件に関しましては、市のほうでもそういったことはもう十分了解しておりますので、県のほうにも買収してくれと。あの地区におきましても、何か所か残地が出る部分があるんですが、その隣接地主さんに買っていただいたり、そういうことは市のほうにも全部買ってくれという話が来たんですが、市のほうでは財政的に厳しいので、なるべく隣接地主さん、それからあと県のほうでも買収してくれという話をしまして、このふれあいスペースにつきましては市のほうで買収しておいて、将来的にはそのわきに公園もございまして、それと一体とした形での整備を図るということで、今回相当部分を買収するという形にしたものでございます。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 じゃ、同じまちづくり事業の部分なんですけど、95ページのその他の委託料、それから工事請負費、事業名がばつと載っています。大まかにどのぐらい、この予算額が割り振られるのかちょっとお聞かせください。

〔「50ページ、委託料」と言う人あり〕

○吉成委員 両方ですね。

○石川委員長 答弁を求めます。

○小池都市整備課長 まず、委託料でございますが、東西連絡通路改修のほうで2億8,000万円、これが大きいんですけども、あと電線共同溝、この管工事、これについては2,400万円です。桜通り補修整備用地調査が2,000万円ということです。

次に、工事請負費のほうですけども、東西連絡通路、階段の取り付け、つけかえですけども、これが1億500万円、継続ということでございまして、あと西口広場シェルター新築については2,800万円、中央通り道路改良、これについて1億5,000万円ということで、もう一つ、西口駐輪場建築が1億2,300万円ということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 どこの、例えば那須塩原駅もそうですけども、なかなか駐輪場の整備というのがなされていないというのが現状なんですよね。今回ここを駐輪場に整備をするわけですけども、台数、それから形としてガチャンという乗せて、とめる、ああいうタイプのやつなのか、どういう考えされているのかちょっとそこをお願いします。

○石川委員長 答弁求めます。どうぞ。

○齋藤建設課長（西那須野支所） 自転車の台数につきましては439台収容予定。それから、面積的には500㎡でございますけれども、現在、東口に

自転車駐輪場が既にごございます。それと同じような形で、1台ずつ置けるような形を思っております。ただし、全自動とか、そういう意味ではございませんので、シルバーのほうに委託して、誘導等をお願いするというような形になります。

○吉成委員 屋根つきですか。

○齋藤建設課長（西那須野支所） 屋根つきです。

〔「了解」と言う人あり〕

○石川委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

○若松委員 住宅管理費の中で、住宅修繕費201事業ということであるんですけども、これは主にどんな修繕されるんですか。

○石川委員長 答弁求めます。

○小池都市整備課長 これは本当に多岐にわたっておりまして、市のほうで負担する部分は、あくまでもこれは経年劣化で壊れるとか、これは自然に破損する、そういったものを中心にしか直しておりません。ただ、個人が故意なあれ等、過失もありますけれども、壊したものは判断をして個人負担でやってもらっているんですが、中にはやはりおふろついている部分のふろがまとか、いろいろな本当に多岐にわたっていますので、これだというのはないんですけども、多いのはやはり水回りといったものの修繕が多いです。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 毎年同じような予算で説明聞いたんですけども、毎年そういう結果になっちゃうんですか。

○石川委員長 小池都市整備課長。

○小池都市整備課長 先ほど言った、毎年積み上げてその金額という決まっているわけじゃないんですけども、発生するのが約900戸のうちで、やはり毎年毎年老朽化は当然進んでいますし、やはり水回りとか、そういったところのやはり劣化

というのは出てくるのかなということで、やはり大規模改修とか、そういうものやっておりますので、やはり細かく修繕しながら延命措置じゃないですけども、使っていただくということしかなのかなと。ただ、それがやはり1,000万俵うというのが現状です。

以上です。

○石川委員長 ほかにございますか。

吉成委員。

○吉成委員 同じ住宅管理費の中で、今回地上デジタル放送に対しての調査設計工事、そういったものが予算づけされているわけですね。これは、対象としてはすべての市営住宅ということなんですか、それとも多分限られているんだと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

○石川委員長 答弁求めます。

小池都市整備課長。

○小池都市整備課長 これにつきましては……。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 これにつきましては、磯原団地が30戸、それから錦団地が37戸、要するに磯原団地と錦団地の高層住宅になります、4階建てですね。高層とまでいきませんが、中層なんですけれども、それに伴います電波障害特定地域がございます。その地域に対する補償工事ですね、要するに、地デジになりますので、それに伴う改修ということでございます。

〔「30戸と」と言う人あり〕

○向井建設部長 磯原が30戸、錦が37戸。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 電波障害等ということが関係しているということなんですが、じゃ、ほかに関しては大丈夫だという理解でよろしいんですか。

○石川委員長 はい。

○向井建設部長 ほかの住宅に対しては、そういっ

た障害が起きていませんので、今のところ大丈夫です。

〔「わかりました」「よそでもあるでしょう、電波障害ですから」と言う人あり〕

○向井建設部長 普通の障害で起きているということですよ。

〔「住宅ではないんですね」と言う人あり〕

○向井建設部長 そうそう、住宅じゃないです。

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。

討論はございませんか。

水戸委員さん。

○水戸委員 賛成討論いたします。

今回の都市計画関連の一般会計から言いますけれども、次年度にまたがりましての計画的なものが主であります。特に西那須野地区、それから本郷通りにつきましては、これを継続され、22年までの継続事業でありますので、これは今年度は本当に大変なまとめの時期でありますので、この件についての予算計上でありますので、賛成をいたします。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号については原案のとおり承認することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。
以上で都市整備担当課の審査を終了いたします。
これで終了いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時36分

○石川委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

水戸委員。

○水戸委員 委員長、先ほど討論の中で都市計画と申し上げたところ、実は都市整備でありますので、訂正をお願いいたします。

—————◇—————

◎建築指導課の審査

○石川委員長 続いて、建築指導担当課の審査に入ります。

出席職員を紹介をお願いいたします。

○富田建築指導課長 (出席説明員紹介。)

—————◇—————

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 早速審査を始めます。

議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について、執行部の説明をお願いいたします。

富田建築指導課長。

○富田建築指導課長 (議案第14号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑等をお受けいたします。
若松委員。

○若松委員 初めてでちょっとわからないんですけども、1項1目土木総務費の中の狹隘道路の整備事業、道路後退用地整備事業と出ているんですけども、これは場所はどこで、どんな形になるのか、ちょっと聞かせてください。

○石川委員長 答弁を求めます。

富田建築指導課長。

○富田建築指導課長 特にうちのほうで、うちのほうが事業課として執行するわけございませんので、特定の場所はございません。ただ申請者の方がそういうことで自主的に市道にかかる部分で、狭い道路でセットバック、センターから2メートルほど下がっていただくわけなんですけど、その下がったときに市のほうに寄附をいただく部分を分筆するわけですが、分筆にかかわる費用あるいはこの測量する費用等についてお金を補助金として出すという制度でございます。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 そうすると、以前市のほうに寄附するときには、測量費とか何か個人負担になってますよね。それが、今度こういう形で上げるんですか。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 今、若松委員がおっしゃったのは、私道の話だと思います。今回のこの道路につきましては、赤道といっている道路なんです。要するに建築基準法でいいますと42条2項道路というんですが、要するに4メートル未満の道路でありまして、そういったものがあります。建物は建つんで

す。ただ、そのセンターから2メートル以上広げてもらったほうが自分でも使いやすいでしょうし、市のほうでも消防車とかそういうものの出入りもできますので、ということでセットバックしてもらった部分について、要するに分筆費用をして、分筆していただいた土地を市のほうに寄附してくださいよという制度なんです、これは。

ですから、最初お話あったのは私道という、要するに不動産分譲するときに道路4メートル抜きますね。その半分を個人の人は持つと。そういう道路ではなくて、昔からある道路、要するに建築基準法でいう赤道、我々は赤道、赤道と言っていますけれども、今、市のほうに来ます。そういう道です。そういう場合の分筆する費用です。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 こういう事例というのは、いつごろからあったんですか。ちょっと私道路で初めてわかったものですか。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 この狹隘道路整備事業は18年度からです。要するに、こちらの建築指導課ができたときに初めて制定したものです。

○石川委員長 ほかにございませんか。
吉成委員。

○吉成委員 87ページの建築指導費の中の役務費、構造計算の適合性判定ということなんですが、これについては、以前から見ると予算額としては少し上がってきているということは、第三者機関に任せる数がふえてきているという理解でよろしいんでしょうか。

○石川委員長 答弁を求めます。
富田建築指導課長。

○富田建築指導課長 件数的には当初というか、そのころよりは現在落ちているのが実情でございます。ただ金額的に多少増減してはいますが、特に

確認の件数が多くなったとかそういうことではございませんで、トータル的には確認は減る傾向にございます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 数は減るけれども、予算的には変わらなかったり、アップしている傾向があるということは、大きいものだという理解でよろしいんですか。

○石川委員長 富田建築指導課長。

○富田建築指導課長 特に確認が入っていても大規模のもの、それに準じて減るということではなくて、そもそも件数が少ないもんですから、大体同じくらいの金額でここでは入れております。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号については原案のとおり承認することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で建築指導担当課の審査を終了いたします。

ここからその他にしたいと思いますが、委員の

皆さん何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○石川委員長 執行部から何かございますか。

向井建設部長。

○向井建設部長 先ほどちょっと出ました建築確認件数ですけれども、平成18年度あたりからだんだん下がってきまして、現在ですと平成19年度が大体前年度より80件ぐらい下がっております。それから、18年度は1,000件いくかなと思っただけなくて、950件くらいだったと思います。ちょっと正確な数字はわかりません。19年度は880件ぐらいです。現在のところ、このままいきますと今月末では800件ぐらいになってしまう。

要するに、民間のほうもやはり下がり傾向で、やはり建築確認の件数が減っていると。

○富田建築指導課長 去年は建築基準が大幅に変わりましたので、その影響もあるということで下がるということで落ちたんですが、今年はそういう経過、1年たちましたので確認件数はもとに戻るだろうという想定だったんですが、実際あけてみましたら、今年度も昨年と同じか、もうその下にもぐり込むぐらいになっていますので、やはり不景気の影響がちょっと大きいのかなというのが実感でございます。

○石川委員長 では、ないようですので、これで終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで食事のため休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時58分

○石川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎道路担当課の審査

○石川委員長 続いて、道路担当課の審査に入ります。

出席職員の紹介をお願いいたします。

○薄井道路課長 (出席説明員紹介。)

—————◇—————

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、早速審査を始めます。

議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。

○薄井道路課長 (議案第14号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑等をお受けいたします。

人見委員。

○人見委員 今、課長から説明があった8款土木費の中の2項3目地域活力基盤創造交付金事業ということで板室橋梁関係、この内容等について。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 21年度事業と予定しておりますのは、橋梁の下部工、これらを予定しております。

○石川委員長 人見委員。

○人見委員 今の橋のかかっている場所を改築するという格好なの。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 今の橋から下流側に新たに設置する。現在の橋については、通行している間に下

流側に新設の橋をかけて、それができ上がってから落橋するという、現在の橋については取り壊しをするというふうな予定で考えております。

○石川委員長 人見委員。

○人見委員 カヌーだかの進入路、道路ができているわな。あれからでは北側になるの、田んぼの中間で。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 カヌーの着くほうのところから少し上流側です。発進するほうからすると大分下になりますけれども。

○石川委員長 人見委員。

○人見委員 総体的に工事期間というのは何年ぐらいかかるのか、単年度でというわけにはいかないんだらうとは思っただけけれども。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 19年度から24年度までということで予定しております。調査費をかけていますので、19年から24年度ということですよ。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 市単独道路整備事業の中の3,000万も繰り出してしている改良舗装、これはどのぐらいの幅員でどのぐらいの距離をやられるのかと、あと一つ東側の歩道設置、東那須野高林線の歩道設置が計上されているんですけども、どの辺でどのぐらいの距離をやる予定なのかお伺いいたします。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 笹沼無栗屋線につきましては、事業延長が1,174mを予定しております。幅員については7.5mでございます。

それから、東那須野高林線の歩道整備でございますけれども、延長につきましては880mござい

ます。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 どの辺から。

○薄井道路課長 現在、波立小学校の若干北側からカーブを過ぎた舗装道路の終わりあたり、高速道路をおりてきたところです。

○石川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 90ページの塩原地区道路維持管理事業の中で400万円ほど明神橋修繕工事設計ということで出ておりますけれども、これに関しての工事は、かけかえという意味の設計委託料でいいんですか。あとは、工事期間がもしあればお願いしたいんですけども。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 これはどういった修繕、かけかえではなくて修繕なんですけれども、どういった修繕が必要になるのかということでの設計ということですので、それが上がってから事業費その他を見て、今後その修繕に向けた予算化を進めていきたいというふうに考えています。

○石川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、その結果によっては、当然かけかえという話にもなる結果が出るのか、あるいは完全に修繕だけでいくのかという部分の両方を踏まえていいんですか。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 今のところは修繕という考え方で、現在の交通量といいますか、利用状況から見ると新たに架設するという考えは持っておりません。

○石川委員長 ほかにございませんか。

水戸委員。

○水戸委員 8款の2項3目道路新設改良、その中の今もありました91ページの中の改良舗装、環境施設帯整備、槻沢、この部分がどういうふうな改

良になるのかということです。

それと、それに伴う石林と槻沢通りの用地の購入、それから物件補償、それと今度下に、市単独でいきますと今度歩道整備ということで、やはり槻沢通り線が出てくるんですけども、それから市単独の一番下の補償等で槻沢が出てきますけれども、今回の路線の距離数、どのくらいの距離がこれにかかわってくるのかと、ちょっとその詳細についてもう少し説明願いたいと思います。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 まず、一番上の環境施設帯整備ということなんですが、これについては現在、槻沢通りの道路整備をやっておりまして、それと新幹線の側道との間の、JRから暫時買収をしたところについて、あのままというわけにいかないという考え方で植栽等を考えているところでございます。その事業費でございます。

それから、次に市単独の歩道整備事業費でございますけれども、これについては現在既に整備が終わったところで、名前はちょっと忘れちゃったけれども、歩道の部分が未整備になって、地権者の協力が得られなくて未整備になっていたんですが、ようやく地権者の方が、もう協力してもいいですよということなものですから、その部分、もう既に本体は全部終わっていて、歩道だけが一部地権者の関係で整備ができなかった部分、取り残されたところの工事でございます。

それから、一番下の槻沢通り線については、これは電柱等の補償でございます。電柱の移設等でございます。

以上でございます。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 この市有財産購入のほうのところ、道路用地、どのくらいこれでは用地買収できるのか。

あと移転補償もありますから、その辺について。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 222㎡、槻沢通り線、土地購入費については222㎡でございます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 91ページの河川総務費、今回のハザードマップということで、那珂川、蛇尾川それぞれつくって、それから製本もかけるということなわけですね。これは、内容としてはどんな形のものででき上がるのか。それと、製本はどのくらいつくって配布をされるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 ちなみにこれはハザードマップではないですけども、蛇尾川の場合なんですけど、今回予定しているのはこの西那須野那須線から下流側、大田原市境までなんですけれども、一応想定されている浸水区域というのはこのぐらいですよ、浸水の深さはこのぐらいですよというような形でマップをつくって、地域の方に危険を知らせるといふうな、万が一のときにはこういう状況ですよという情報を提供するというので、枚数については、那珂川については1,500枚、蛇尾川については1,000枚ということで予定をしております。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、警報とか警戒とか注意とかありますよね、そういったものが。単にこの辺が浸水しやすいですよとか、どういうふうなイメージでつくられるのかということです。

当然マップですから、そういうものがもちろんできるんでしょうけれども、それが防災マップみたいに、ああいうふうに結構細かく載っているの

か。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 既に道路課の入り口のところに過年度整備、余笹川の整備災害復旧とあわせて防災マップができていますが、それをちょっと見ていただくとわかるんですが、まさに図面のところに、この辺は浸水のおそれがありますよというふうな形での地図を作成して、それをお知らせするというふうな形になります。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 ここにありますけれども、この黄色い部分につきましては50cmぐらいの浸水がありますよと。ですから、青いところにつきましては50cmから1mぐらいの浸水がありますよということですから、皆さんはそういう警報とか、そういうのが出た場合は十分注意していただくとともに、避難箇所はこういうところがありますから、こちらへおいでくださいよという退避の図面をあらわすものです。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 今のあれですけれども、決壊するかどうか、決壊したとき云々ということではないんですか。

○石川委員長 はい。

○向井建設部長 そういうこともあります。

○高久委員 そういうこともあるの。決壊するなら直しておけと。

○向井建設部長 ですから、最悪の場合はそういうぐらいの水は想定できますよという話です。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 そうしますと今の件、そのハザードマップ、そうしますと、もうこれ総務のほうも一緒ということなんです。例えば何ミリ降って、水位がどうと、その辺のところまで想定をされて今回、道路所管としては河川のほうの普通河川事務

推進委員がいれば通っていますけれども、そうした部分の横の本庁のつながりとか、そうしたものが今回のハザードマップ作成までにはどうした流れになっていますか。ちょっと関連してすみません。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 基本的には水防法の改正がありまして、前の本会議でも部長のほうから答弁があったように、それに基づいて、今度は中小の河川についてもマップをつくって市民情報を提供しなさいよということになったものですから、今回、作成についてはうちのほうで、建設サイドで、国のほうの関連する河川のほうから補助金をいただいたり、実質的に情報を持っているのは県の河川管理者でありますので、そちらと連携をして作成をする。今後それをPRあるいは市民に配布、そういったものについては、総務のほうとよく協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○石川委員長 水戸委員。

○水戸委員 これちょっと角度を変え過ぎちゃって悪いほうの角度でいくと、逆に不安を植えつけることにもなりかねないという部分なので、これ配られて危ないんだぞというイメージが強いのか、これは説明の仕方ですから、だからその辺のところはよく総務部とうまく連携をしてやってもらわないと、これは大変なことというよりも要望ですから、想定をされる部分ですから、その辺のところだけは少し注意して進めていただきたいなと思います。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 今のハザードマップなんですけれども、これは周知されるとなると、ある程度千何百、蛇尾川は1,000、これはその周辺に、希望者に配布されるとか周知されるのはどういう方法でやるんですか。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 どの区域まで、どのような形で配布するか、あるいは周知の方法として例えば公民館に張っておいていただくとか、そういった方法については、今後総務のほうとよく詰めていきたいというふうには思っております。

○高久委員 確かに今言ったように、わかっていたなら何でそこをちゃんとしなかったんだという、その辺十分検討をお願いします。

○石川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 関連して、この洪水ハザードマップを2つの河川に指定したというのは、その段階ではほかは考えられなかったんですか。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 県のほうが、この施行法の改正に基づいて浸水想定区域というのを想定区域とするんですが、それが、今回この2河川ということになります。

○石川委員長 向井建設部長。

○向井建設部長 齋藤委員の心配しているのは箒川なんですね。箒川の件に関しては、箒川は想定区域が4号線から下なんです。ということで、那須塩原市には該当するところがないということで、そういうことで入っていません、今回は。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 8款土木費の中の2項1目道路橋梁総務費の中の道の駅の件の401事業、これをちょっとお聞きしたいんですけども、県の補助金だと思うんですけども、明治の森・黒磯ということで1,296万4,000円、これについて、その中でまた関東道の駅連絡会ということで15万円、わずかですけれども、こういうもので何点か苦情とか何かで改良してほしいというようなことはないんでしょうか。いつも同じ予算が来ていると思うんですけども。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 これについては、関東道の駅連絡会というふうな会に入っております、それらの負担金として15万円を支出するというので予定をしております。

○若松委員 その上の道の駅管理業務委託費ですか、これはどのように使われているのか。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 管理区分としましては、県のほうが植栽の管理とか材料費、それから電気水道料、そういったものが県のほうから入ってくるものです。それから、市のほうで管理をするものとして、下草刈りであるとかトイレの清掃、こういったものが入っておりますが、これらを合わせて1,296万4,000円ということでございます。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 その市の負担金というのは幾らぐらいなんですか、その市に入っている。

○石川委員長 薄井道路課長。

○薄井道路課長 県から入ってくるのは400万円ぐらいですので、残りの金額についてはほとんど市のほうの持ち出しということでございます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、89ページの黒磯地区の道路維持管理事業の中のその他の委託料で、東北自動車道の崩落防止工事施工3,000万円からあるわけですが、今回に限ったことではないとは思いますが、これはどの辺を想定されているのか。

それから、92ページの河川整備費の件なんです、この中で委託料で、それから工事請負費のほうにもかかってはきますけれども、JR横断工事があるわけですね。これはどこになるんですか。こちら全協資料の中で60メートルということであるわけですが、あとどのくらい実際に工事費としてはかかるのかと、蕪中川の6号準河川、

蕪中川をずっとやってきているわけですが、それから清水川の増築の設計と工事ということでもあるわけですが、よく清水川的位置を把握していないものですから、その辺も含めて説明していただくとありがたいです。

○石川委員長 答弁を求めます。

薄井道路課長。

○薄井道路課長 最初、橋梁の2橋を予定しているんですが、埼玉大橋と分水橋の2橋を予定しております。

○吉成委員 埼玉橋というのはどこになりますか。

○向井建設部長 最初に埼玉大橋ですが、安愚楽の肉屋さんがありますね。あそこからちょっと入ったところに500mぐらい行ったところに上上がる道があるんですよ。赤道、まだ市道認定していない、あれをずっと行ったところの分譲地の奥のところにある跨線橋です。

それから分水橋というのは、そのわきです。

○吉成委員 分水通りは大きいほうのあれですね。

○向井建設部長 そうです。あれから500mぐらいのところですか、東京側のほうです。

○薄井道路課長 ここは浄水場のわきが分水で、こちら側が埼玉大橋です。これが板室街道です。

○吉成委員 事業費はそれぞれどのくらいかかる予定ですか。

○薄井道路課長 2橋合わせて2,087万円を予定しております。

蕪中川のJR委託なんですけれども、現在の400号の今JRオーバーしていますけれども、あれの下側のところでございます。

○吉成委員 前に見せていただいた図面の部分ですね、かぎのこうなっている。

○薄井道路課長 そうですね、JR横断のところですよ。

○石川委員長 ほかにございませんか。

○吉成委員 清水川的位置。

○薄井道路課長 清水川位置については、JRから上については、来年度農村整備のほうで事業に入るものですから、下流側だけ一部未改修の部分がありますので、その部分を未改修部分について河川サイドで整備を予定しているものでございます。

○吉成委員 どの辺。

○薄井道路課長 これが蛇尾川ですね。こちら側に4号線が通っているんですが、清水川のこのところですよ。未改修部分230m、ここから上流側について、この部分については農林整備のほうで事業をやるということで、ここから下流側、こっちは改修済みです。この部分ということです。

○吉成委員 地名はどの辺。

○柳田都市整備課長 これをずっと上がっていきますと国道4号に無印のガソリンスタンドがありますよ、あの少し黒磯寄り側に流れている小さい川があるんですよ、あれが上流ですね。

○吉成委員 下流側の整備されている部分でいいわけですか、公園的になっているような。

○薄井道路課長 こっち側は整備されておりますけれども、柳田課長が言いましたのは、これ4号線を渡って、橋を渡って無印のスタンドの手前のごとこにこの上流側があるということです。こちら側については農林整備のほうで整備をするということで、JRから下流側については河川で整備をするんですが、ここから下については、もう既に整備済みの普通河川でございます。

○石川委員長 ほかにございませんか。

高久委員。

○高久委員 ちょっと1点だけ、この明神橋、これどこですか。ちょっとわからないんですけど。

○石川委員長 答弁願います。

○向井建設部長 塩原中学校の前あたりです。塩原

小学校の前に橋がありますね、あのちょっと上で

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので質疑等を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑等を終了し討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないものと認め、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号については原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

—————◇—————

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 次に、議案第45号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。

○薄井道路課長 （議案第45号について説明。）

○石川委員長 説明が終わりました。

質疑等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了し

たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑等を終了し討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第45号については原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で道路担当課の審査を終了いたします。

ここからその他にしたいと思いますが、委員の皆さんから何かございませんか。

〔その他〕

○石川委員長 10分間休憩いたします。

ここで執行部の入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○石川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎都市計画担当課の審査

○石川委員長 続いて、都市計画担当課の審査に入ります。

◇

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 早速審査を始めます。

議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。柳田課長。

○柳田都市計画課長 (議案第14号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑等をお受けいたします。

質疑等はありませんか。

高久委員。

○高久委員 ちょっと雨水浸透升、5か所計画しているんですけども、これつくり方、工法は地層によって相当違うと思うんですよね。この辺の地層によっては全く浸透しないような地層というのは、浸透するところまでそういうやり方をするのか、その辺ちょっと工法といいますか、聞かせてください。

○石川委員長 答弁願います。

柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 5か所、273万8,000円ほど計上しておりますが、工事的には、どうしても汚水や浸透升の泥とかごみとかというのが詰まりますので、それを少し掘って、きれいに掃除してというようなことで今考えていますけれども、確かに西那須野地区なんかでは、地下水が高く開発の工事をしているときに水が出なければオーケーだというような規定がありますので、水が上がって

くる時期じゃなければ水は出ないわけですね。雨水の出水期になると水が上がってきて浸透しなくなってしまうというのが結構あるんです。あふれはしないんですけども、もうタブタブになってしまう。そういうのはなかなか対処のしようがないということにはなるんですが、今回、黒磯地区が1か所、西那須野地区が4か所ほど考えていますけれども、これについては目詰まりしてしまったということなんで、それを少し掘削して、きれいに掃除するというような方法を考えています。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 たしかうちのほうの使う浸透升が何か所あって、何回かお願いしてやってもらったところなんですけども、なかなか効果を発揮するというのは難しいと思うんですけども、どこかへ流れちゃうイメージ的なものと、こういう地層によっては大変かなと思ったもんですから聞いたので、わかりました。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 92ページの都市計画事業推進費、景観色彩ガイドライン作成事業ということで、多少説明は受けているので中身としてはわかるんですが、これは委託を受けるような、コンサル的なものなのかそうなのかわかりませんが、そういったところというのは結構あるんですか。こういう色、ここまでこんなふうにはばってあるわけでしょう。そういうのを専門にやっている企業というのは結構あるんでしょうか。

○石川委員長 答弁を求めます。

柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 吉成委員さんは私どもの審議会のメンバーですからよく御存じだと思うんですが、うちのほうの景観計画というのと今策定をしております、25日にもう一度都市計画審議会で

最終決定ということになってはいますが、この景観計画に基づいて、その景観ガイドラインというのを作成するという事なんですが、今の景観計画の中では、好ましい色彩にすることという表現にしかありませんので、どれが好ましい色なんだということに当然なると思うんです。それで、今考えているのが市街地、農村部、それから山間部の3つのガイドラインを作成することになるんですが、どうやって作成するかといいますと、大体その場所の背景色というんですか、山間部なら山間部の建物、それから周りの色彩等を全部調査しまして、この色だったらこういう色がいいんじゃないかというようなことで、好ましい色の範囲というのを決めるわけですけれども、この業者というのは黒磯、那須塩原市にはございませんね。ですから県内もしくは県外の業者ということになります。

確かに専門的にそういうものを行っている業者というのは県外のほうに多くあります。ですから、その業者を指名するということになるかと思えます。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 こんな感じですよというものをを見せていただいたことがありますので、イメージとしては大体想像はつくわけですが、実際にこういったものを作成した自治体というのは既にあるわけですよ。だからその際に、こういうものを専門的に扱っているようなところというのは県内でないということですから県外になるんでしょうけれども、その辺はどういったところが選ばれるのかはもちろんわかりませんが、了解しました。

○石川委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了し

たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑等を終了し討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号についてを原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

—————◇—————

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○石川委員長 次に、議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部改正について議題といたします。

本案について執行部の説明をお願いいたします。

柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 (議案第38号について説明。)

○石川委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑等をお受けいたします。

高久委員。

○高久委員 これらの条例に出すんですけども、期限じゃなくこれ1個につき将来ともこれらの値段、さらに今までも既に設置されている場所も相当数多くあったと思うんですよ。これらについ

てのこと、全くそれは今まではこれらに該当しないか、そのままやってきたということなんですか。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 この屋外広告物、要するに看板ですね、簡単にいいますと。看板なんです、張り紙等については1か月というのが期限になっています。それから普通の堅固な看板等につきましては3年が許可期間になります。ですから、当然今看板いっぱいありますから、それらについては3年が設置の期間になりますので、3年過ぎればもう一度市に再申請をして、また3年とることになりますので、そのときにもう一回手数料がかかるというものであります。ですから、新規と改定とあわせてこの値段になるということでご理解いただければと思います。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 これが今1か月と3年という期日的な条例みたいなものがまたここに表示されていないんですけれども、どこかに入っているんですか。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 手数料条例には出てこないんですが、県のほうの屋外広告物条例というのがございまして、その条例の中に期間等が出ております。ですから、あくまでも条例は県の条例で、その権限移譲で手数料を取るものは我々のほうで県から移譲されているということになりますので、これを独自につくるということになれば、市のほうで屋外広告物設置条例というのを設置してということになります、今回権限移譲になりますのは手数料の事務だけなので、条例等は市のほうで設置しませんので、県の条例に基づいて金を取るということになります。

○石川委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 先ほどの一般会計予算の中で使用料・手数料の部分で、もう我々承認しているわけですが、そこでも、そこで75万円ということが入っているのがこれに関係するわけですね。75万円というのはどういった積算のもとに出てきたのか、ちょっとお聞かせください。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 75万円、県の19年度の実績で75件で75万円という実績で計上いたしました。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 詳しくわからないんですけども、要は立て看板であつたりアドバルーンであつたり書いてあるわけですけども、どれを根拠に75件、75万円なんですか。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 申請手数料というのはみんな同じなんです。1件につき幾らということなんで、立て看板が幾らで、張り札が幾らでということではないんです。

○石川委員長 吉成委員。

○吉成委員 1件につき1万円ということなんですよ。75件、75万円ということは1万円ということですね。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 失礼しました。立て札、張り札、これらについては1,000円です。失礼しました。

それから、立て看板等については大きさ等に関係なく1万円ということになります。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 商売上でよく立て看板なんか出ますよね、日にちを定めて。ああいうものについては1個で幾らじゃなくて、商人の人が登録すれば、それで何個もつけられるんですか。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 基本的には自分の敷地の中に立てる看板がありますよね、商売上で。商売じゃなくても同じくなんですが、それについては適用除外になりますので、それはかかりません。ですから案内誘導看板、自分の店がここにあって、遠くのほうに、どここのあれはあっちですよとかという看板は、この条例のとおりにお金はかかります。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 例えば幾つも立てた場合は、1個で幾らという形なんですか。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 例えば1㎡四方で1個につき420円ですから、10個立てるということになれば、その10倍ですから4,200円かかるということになります。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 1㎡未満の場合はかからないんですか。

○柳田都市計画課長 1㎡未満のものは、幾ら小さくても420円です。

○若松委員 というと、道路なんか走ると、結構そういう立て看板が随分見受けられるんですか。数を数えてもかなりぐらいのもの。それは、市のほうには入っているのかどうなのかなとちょっと疑問点があったもんですから。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 1㎡未満のもの、例えば30cmだからというと、それも420円ということになりますね。ですから10個あれば4,200円、100個あれば4万2,000円ということになりますね。

○石川委員長 若松委員。

○若松委員 今までのあれでは、かなりそういう細かいので出ているのもあるんですか、現在までの。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 これはことしの4月からうち

のほうに来るので、今までは県で取っていましたので、ちょっとその辺についてはわかりません。

○石川委員長 高久委員。

○高久委員 これは意味はあるんですか。道路から何mじゃなくて、全くだれの目に触れるようなやつは、全部こういったものに該当してくる。例えば、かなり奥まったところにあるとか、そういう農道近くでもこういう場合もなきにしもあらず、そういうものも全部該当されるんですか。

○石川委員長 柳田都市計画課長。

○柳田都市計画課長 これ道路の両側大体500mと言われていまして。見えるところに大体つけるのでかかるということになるんじゃないでしょうか。
〔「わかりました」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑等を終了し討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石川委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号については原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。
以上で都市計画担当課の審査を終了いたします。

ここからその他にしたいと思いますが、委員の皆さんから何かございませんか。

[その他]

○石川委員長 これですべて都市計画担当課の審査は終了いたしました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は、全部終了いたしました。

執行部の皆さんは退席していただいて結構です。
ご苦労さまでした。

[執行部退席]

—————◇—————

◎その他

○石川委員長 その他に入ります。

委員の皆さんから何かございませんか。

[「なし」と言う人あり]

—————◇—————

◎閉会の宣告

○石川委員長 それでは、委員の皆さんには慎重な審議と円満な進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、建設水道常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時38分